

ひたちなか市
地域福祉計画・地域福祉活動計画

～ 住みよい未来
つながり支える
地域の輪 ～



平成31年3月
ひたちなか市
ひたちなか市社会福祉協議会

目次

第1章 概要

1	計画策定の趣旨.....	1
2	地域福祉計画と地域福祉活動計画について.....	2
3	地域福祉計画と他の福祉計画との関係について.....	4
4	ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例について.....	7

第2章 ひたちなか市を取り巻く状況

1	地域福祉に関するデータ.....	10
2	アンケートの結果について.....	15
3	井戸端会議・地域福祉座談会（通称：みつばちカフェ）について.....	23
4	重点施策の事業評価.....	27
5	地域福祉に関する現状と課題.....	28

第3章 計画の基本的な考え方

1	地域福祉の定義.....	32
2	基本理念.....	32
3	本市における日常生活圏域.....	33
4	基本目標.....	35

第4章 施策の内容

1	役割分担.....	37
2	実施する事業.....	38

資料編

1	ひたちなか市地域福祉計画推進委員会設置要綱.....	54
2	社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会総合企画委員会規程.....	56
3	ひたちなか市地域福祉計画推進委員会 ひたちなか市社会福祉協議会 総合企画委員会 委員名簿.....	58

第1章 概要

1 計画策定の趣旨

本市では、平成19年9月に「ひたちなか市地域福祉計画」（以下：「地域福祉計画」という）を策定し、「助け合い 支え合う ころでつくるまちづくり～誰もがいきいきと暮らす地域を目指して～」を基本理念に掲げ、地域住民主体の地域福祉を推進してきました。

また、同様に社会福祉協議会においても、平成21年3月に「第1次ひたちなか市地域福祉活動計画」（以下：「地域福祉活動計画」という）を策定し、「未来につなごう 一人ひとりのささえあい」を基本理念に地域福祉事業を実施してきました。

近年、地域における福祉課題は複雑多様化しており、既存のサービス・仕組みでは対応しきれなくなりつつあります。また、「地域包括ケアシステム」の推進や「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」などの施策により、福祉において今まで以上に地域の力が期待されており、市や社会福祉協議会は、地域包括支援センターなどの福祉関係機関や自治会、コミュニティ、NPO法人、社会福祉法人といった地域で活躍する団体等と今まで以上に連携・協力し、地域による福祉活動をより強力で支援していく必要があります。

また、地域には地域ならではの特色があり、市や社会福祉協議会が一方的に支援施策を考えていくよりも、地域の人たちが自分たちのために必要なものは何かを自ら考え、市や社会福祉協議会のサポートを受けながら自らのために必要な事業を行っていくことが、住みやすい地域を作っていくことになると考えています。

そのような中、市と社会福祉協議会は、市の総合計画や自立と協働のまちづくり基本条例を踏まえ、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に改定し、市や社会福祉協議会、市民、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者などの役割や協働を明確化し、より実効性の高い計画を目指して、「ひたちなか市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定することとしました。

2 地域福祉計画と地域福祉活動計画について

(1) 地域福祉計画の位置づけ

社会福祉法において、地域住民や社会福祉活動を行うものは、相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならないとされています。

地域福祉計画は、市が地域住民や関係団体等と協働し、地域の課題解決に向けた福祉サービスや地域の福祉活動などの支援体制を総合的かつ計画的に整備するとともに、地域における今後の福祉施策の方針などを市民に示す大変重要な計画です。

参考

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(「社会福祉法」より抜粋)

(2) 地域福祉活動計画の位置づけ

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が呼びかけて、市民、地域において社会福祉に関する活動を行うものや、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営するものが協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

地域福祉活動計画は、「地域福祉活動計画策定の手引き」（（社）全国社会福祉協議会）の中で定義づけられています。

参考

（地域福祉活動計画）

福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、市民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だっで行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめたとりきめ。

（「地域福祉活動計画策定の手引き」より抜粋）

※「地域福祉活動計画」と社会福祉協議会

「地域福祉活動計画」は、市民活動を中心とした計画で、法律に規定されたものではありません。一方、社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として社会福祉法（第109条）に規定された、地域住民や民間福祉団体で組織された団体です。

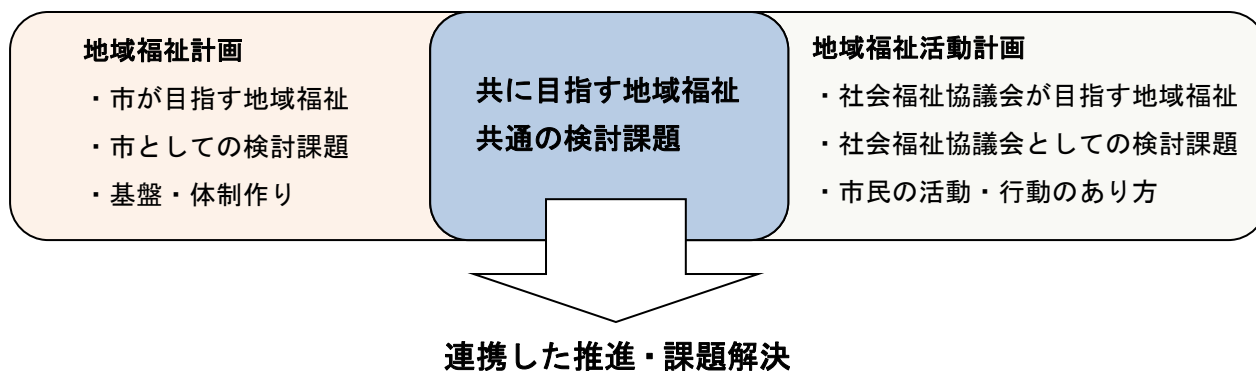
このようなことから、「地域福祉活動計画」は、地域住民や民間福祉団体の参画のもと、社会福祉協議会が中心となり策定していくかたちが全国的にとられています。

（3）地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

市が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、地域福祉の推進を目指すという同じ目的を持った計画です。

策定主体は異なりますが、地域福祉計画に地域福祉活動計画の実現を支援するための施策を盛り込むなど、相互に連携することが重要です。

※イメージ図

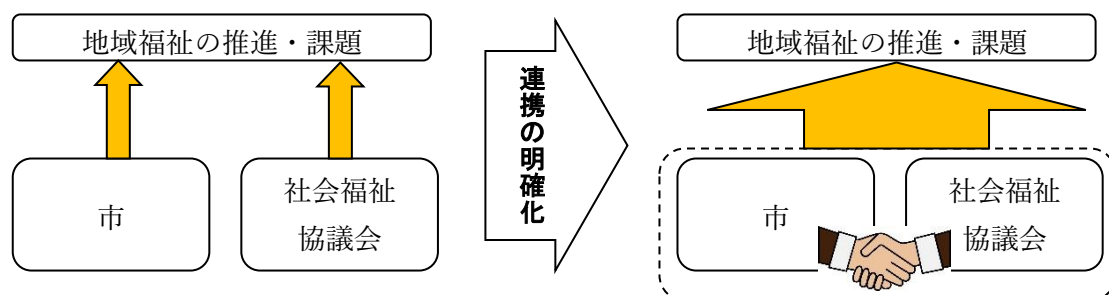


(4) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体策定の意義

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める地域福祉活動計画は、いわば車の両輪です。

これらを一体となって策定することの意義は、市と社会福祉協議会、市民、地域福祉活動団体、ボランティア団体、福祉事業者など地域に関わる者の役割や協働が明確化され、実効性が高まることにあります。

※イメージ図



(5) 計画の進行管理

近年は福祉行政の移り変わりが早く、世の中の動きに素早く対応し、地域の実情に即した推進方法を常に検討していくために、地域福祉計画・地域福祉活動計画は計画期間を定めず、随時見直しを図っていきます。

また、事業の進行を厳密に管理するために、5か年の実施計画を策定することとし、毎年、評価や見直しを行うローリング方式によりひたちなか市地域福祉計画推進委員会において進行管理を行うこととします。

3 地域福祉計画と他の福祉計画との関係について

本市では、福祉分野の個別計画として、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、障害者プラン、障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、ひたちなか市元気アッププランを策定しています。

(1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（しあわせプラン21）

第7期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（しあわせプラン21）は、老人福祉法の規定に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に構成したものです。

今般、「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」が施行されました。その内容は、「地域包括ケアシステムの進化・推進」「介護保険制度の持続可能性の確保」等となっています。

第7期しあわせプラン21は、2025年を見据え、自立支援・要介護状態の重度化防止のための取り組みや日常生活を支援する体制の整備、在宅医療・介護連携を図るための体制の整備、認知症施策の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等により、地域包括ケアシステムを本市の実情に応じて、進化・推進することを目指す計画です。

（2）障害者プラン、障害福祉計画・障害児福祉計画

障害者プランは、障害者基本法に基づく障害者施策の基本計画で、本市では平成11年3月にひたちなか市障害者プランを策定し、『障害者と地域と行政の新しいパートナーシップの創造』を基本理念として、障害のある方が地域で安心して暮らすための施策を進めてきました。その後、平成21年3月には『地域での共生』を基本理念とするひたちなか市障害者プラン第2期計画を策定し、障害福祉施策の推進や生活環境の整備に取り組んできました。

また、障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき障害福祉サービスの提供体制を確保するための方策等について3年ごとに定める実施計画で、児童福祉法の改正により新たに作成することとなった障害児福祉計画を内包するかたちで平成30年3月に第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画を策定しました。

平成31年3月には、『みんなでつくる地域で共に生きるまち』を基本理念とするひたちなか市障害者プラン第3期計画を策定し、障害者への理解促進や障害児支援の充実、災害時の支援体制の充実などを目指しています。

（3）子ども・子育て支援事業計画

国は、急速に進む少子化の流れを変えるため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。この法律に基づき、平成17年3月にひたちなか市次世代育成支援対策行動計画を策定し、社会全体で子育てができる環境づくりに向け、次世代を担う子どもやその保護者への支援を行うとともに、若い世代が安心して子どもを産み、子育てがしたくなるまちづくりを推進してきました。

その後、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月より幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に全国共通の仕組みを定める「子ども・子育て支援法」が本格施行され、平成27年度を初年度とし5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定することとなりました。

本市においてもひたちなか市次世代育成支援対策行動計画の基本理念を継承

し、「家族の絆」や「地域の絆」を強化、再構築することで本市の実情に即した子ども・子育て支援が実現できるように平成27年3月にひたちなか市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

(4) ひたちなか市元気アッププラン

本市では、平成17年3月に、すべての市民が『生涯にわたって健やかで心豊かに暮らせるまち』を実現することを目的にひたちなか市元気アッププランを策定し、平成23年度には、それまでの事業内容や数値目標などを見直し、平成25年度にも目標値の改訂を行うことにより、時代の変化に対応できる各種事業を推進してきました。

また、平成17年に制定された「食育基本法」を受け、国の食育推進基本計画及び県の茨城県食育推進計画の地方計画として、平成21年3月にひたちなか市食育推進計画を策定しました。平成29年度の改正で併せて策定しています。

さらに、「歯科口腔保健の推進に関する法律」及び県の「茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例」に基づき市町村が策定する歯科保健計画についても本計画に取り入れるものとなりました。

(5) 他の計画との関係

平成29年4月に施行された社会福祉法の改正により、市町村において地域福祉課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備することが求められており、厚生労働省では「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」をモデル的に実施しています。

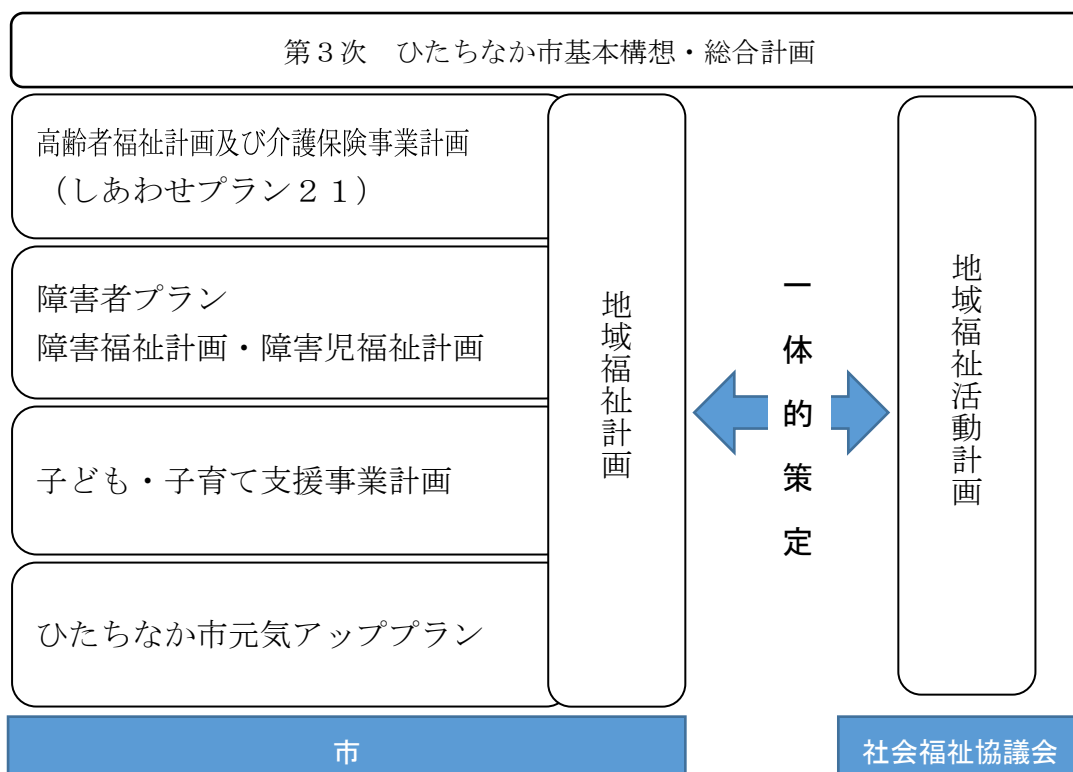
また、介護保険法においては地域包括ケアシステムの構築を目指しており、生活支援体制整備事業として、地域に生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の支援について地域で考える協議体の設置を求めています。

このように地域に対する期待が高まる中、本市では福祉に関する計画が複数あり、それらに基づき担当課において計画における目標を達成するべく業務を行っています。

それぞれの計画の中では、地域と市が協力して実施していく事業も多数設定されており、地域福祉計画では、地域と協働していく福祉関連事業の推進について包括する計画とします。

さらに、地域福祉活動の中心である社会福祉協議会が、地域とともに実施していく事業について示している地域福祉活動計画と一体的に策定することで、より目標が明確になり、実効性の高い計画になると考えています。

※イメージ図



4 ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例について

本市では、市民、議会、市がお互いに連携し、協力してまちづくりを進めるための基本ルールとして、「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」を制定し、平成22年4月1日に施行しました。

この条例は「ひたちなか市自治基本条例をつくる市民会議」に参加した市内の公共的団体や市民活動団体、市民ボランティアの方々の協力により約1年5か月かけて作成された「素案」を元に、パブリック・コメントや市議会特別委員会での意見を踏まえて修正を重ね、平成22年市議会3月定例会において可決され、制定されたものです。この条例において、市、議会、市民の役割と責務を明文化しています。そのため、今後地域福祉を進めていく上でも、それぞれの役割を意識した体制づくりが必要であると考えます。

また、市民と市が自由な意見を交換するために「まちづくり市民会議」を置くこととしています。地域福祉計画・地域福祉活動計画を地域の実情に即したものとするために、この市民会議で出た地域福祉に関わる意見については、連携して検討していく必要があります。

参考

(市民が主役のまちづくりの基本原則)

第5条 市民と市は、次の事項を基本として自立と協働のまちづくりを進めます。

- (1) 市民は、まちづくりの主役としての自覚と責任を持ちます。
- (2) 市民は、市政運営を市に信託します。
- (3) 市民と市は、お互いに意思の疎通を図り、少数意見も尊重しながら合意形成を行います。
- (4) 市民と市は、適切な役割分担のもとにお互いの力を発揮します。

(市民の責務)

第7条 市民は、まちづくりの主役として、次の責務があります。

- (1) 自らのこととしてまちづくりに積極的に関わること。
 - (2) 一人ひとりが自ら考え、自らの発言に責任を持って行動すること。
 - (3) 公共サービスに伴う費用を負担すること。
- 2 市民は、市政を支えるため、法律または条例の定めるところによる納税の義務があります。

(議員の役割)

第14条 議員は、選挙による信託を受けた市民の代表として、まじめに、ひたむきに市民の声に耳を傾け、まちづくりの課題に取り組みます。

- 2 議員は、議案についての質疑、討論、表決、議案・動議の提出などの権限を行使し、議会を運営します。
- 3 議員は、市民の意見・提案などに対して公平、公正、誠実に応答し、必要に応じて請願を議会に紹介します。
- 4 議員は、政策立案や審議に必要な知識の向上や技能の研さんに努めます。
- 5 議員は、市民に分かりやすく効率的な議会運営に努めます。

(市長の役割)

第15条 市長は、選挙による信託を受けた市の代表として、市政運営にリーダーシップを発揮します。

- 2 市長は、まじめに、ひたむきに市民の声に耳を傾けるとともに、公平、公正、誠実に、透明性をもって職務を遂行します。
- 3 市長は、毎年度における市政運営の方針を定め、これを市民と議会に説明するとともに、その達成状況を公表します。
- 4 市長は、中期的な財政見通しのもとに予算を編成し、適正に執行するとともに、予算の執行状況と成果、財政に関する事項について、分かりやすく公表します。

5 市長は、市政運営の適切な執行を図るため、市の職員を指揮監督します。

(市の職員の役割)

第17条 市の職員は、組織の長の命を受けて市政運営を担い、公平、公正、誠実に、透明性をもって職務を遂行して市民の信頼に応えます。

2 市の職員は、市民との対話を通じて意思の疎通を図り、地域の実情を把握するとともに、職務を遂行する上で必要な知識、技能の習得に努めます。

3 市の職員は、市民の一員として自ら考え、行動することにより、職務を離れてもまちづくりに参加するように努めます。

(設置)

第23条 この条例の目的を推進し、まちづくりに関する課題や市の施策などについて、市民と市が自由に意見を交換するため、まちづくり市民会議（以下「市民会議」といいます。）を置きます。

(会議運営)

第24条 市民会議は、市民と市の協働により運営します。

2 市民会議は、体験学習やグループ討議などの手法により、市民が参加しやすく発言しやすい運営を行います。

3 市民と市は、市民会議で提案され、公共の利益の増進に効果があると合意した結果について、関係機関と協議の上、施策への反映に努めます。

4 この章に定めるもののほか、市民会議の運営について必要な事項は、市長が別に定めます。

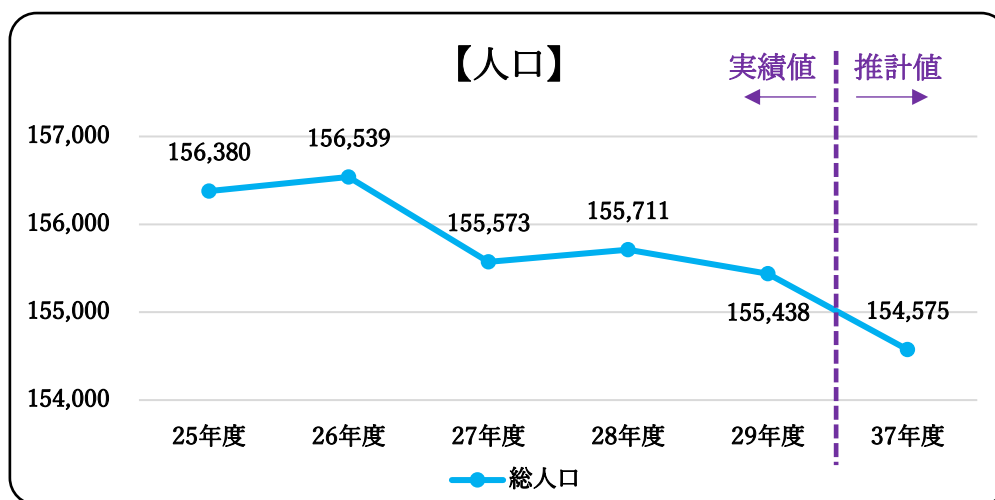
(「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」より抜粋)

第2章 ひたちなか市を取り巻く状況

1 地域福祉に関するデータ

(1) 人口や世帯の推移

本市の人口は、平成26年度をピークに減少傾向になっており、今後極端な増加は見込まれないと思われま

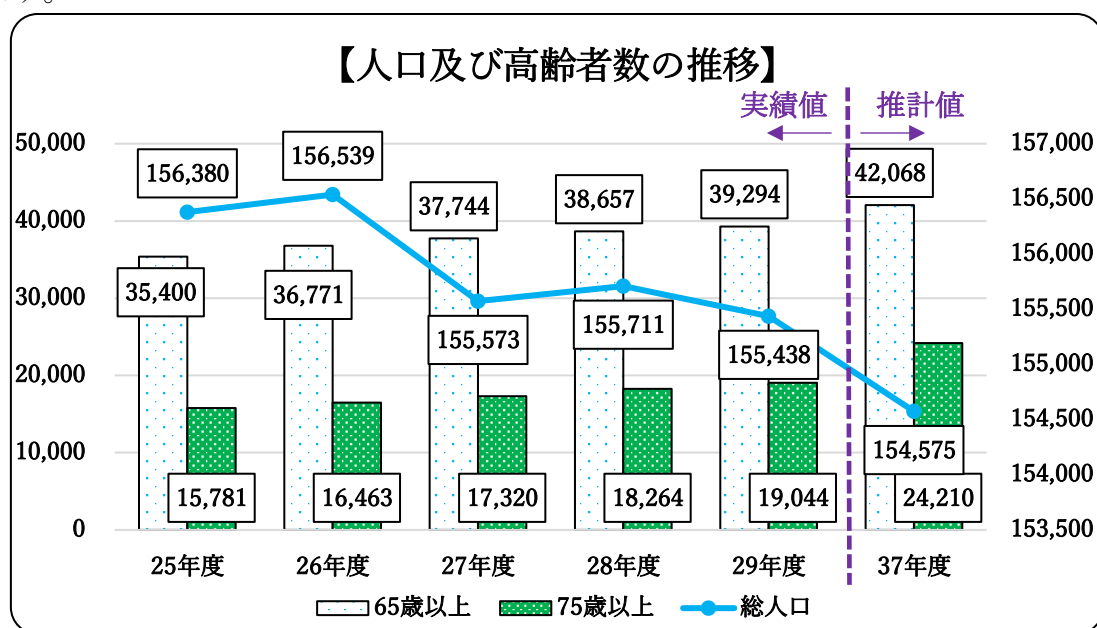


実績値：ひたちなか市常住人口より

推計値：ひたちなか市まち・ひと・仕事創生総合戦略（平成28年3月）より

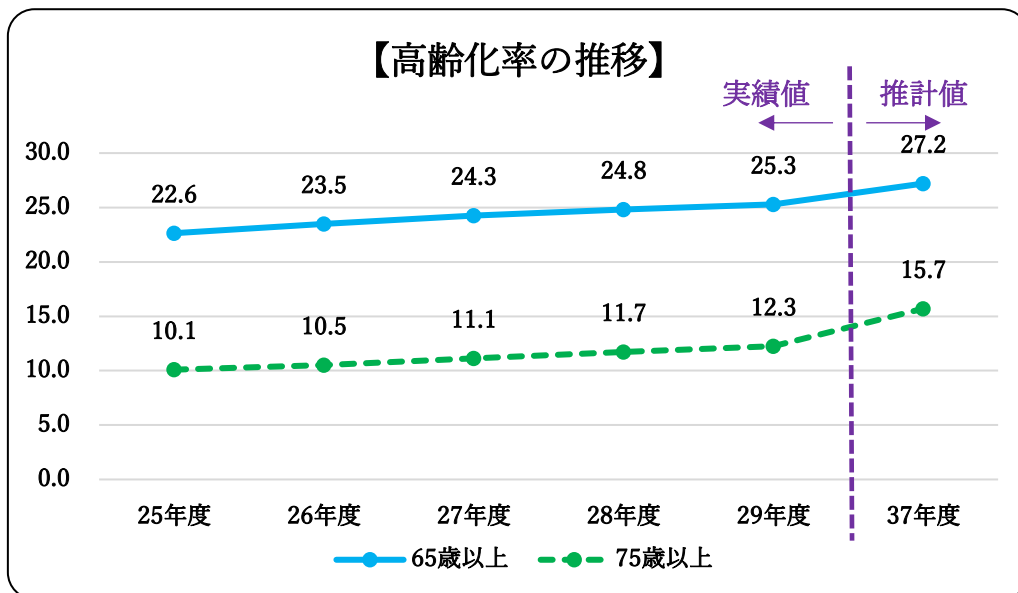
(2) 高齢者数の推移

減少傾向にある人口に比べ、65歳以上、75歳以上ともに人口が増加しています。



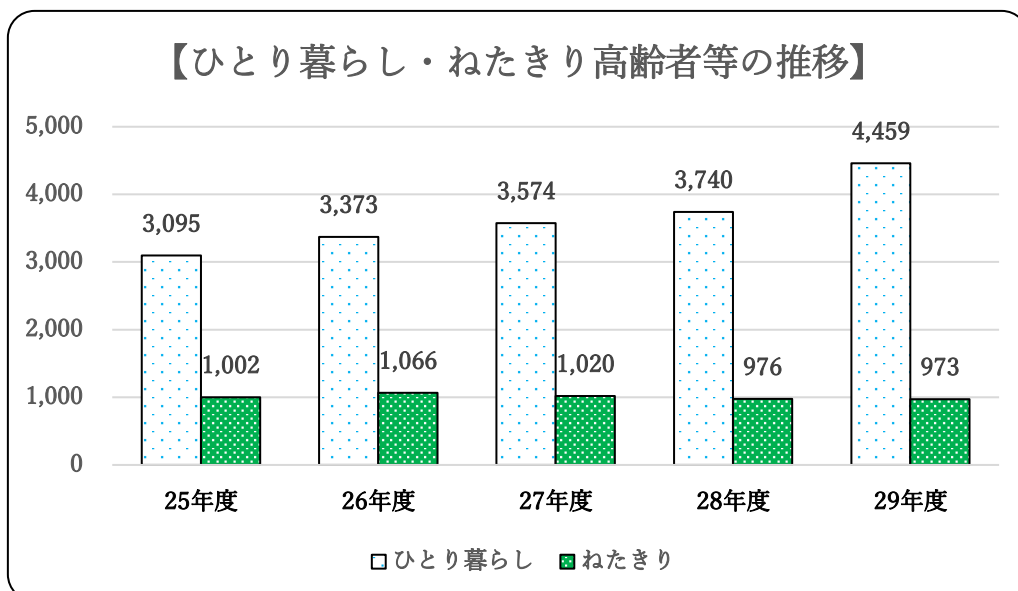
(3) 高齢化率の推移

高齢化率の推移は、急激には伸びていないものの、確実に高齢化が進んでいることがわかります。



(4) ひとり暮らし・ねたきり高齢者の推移

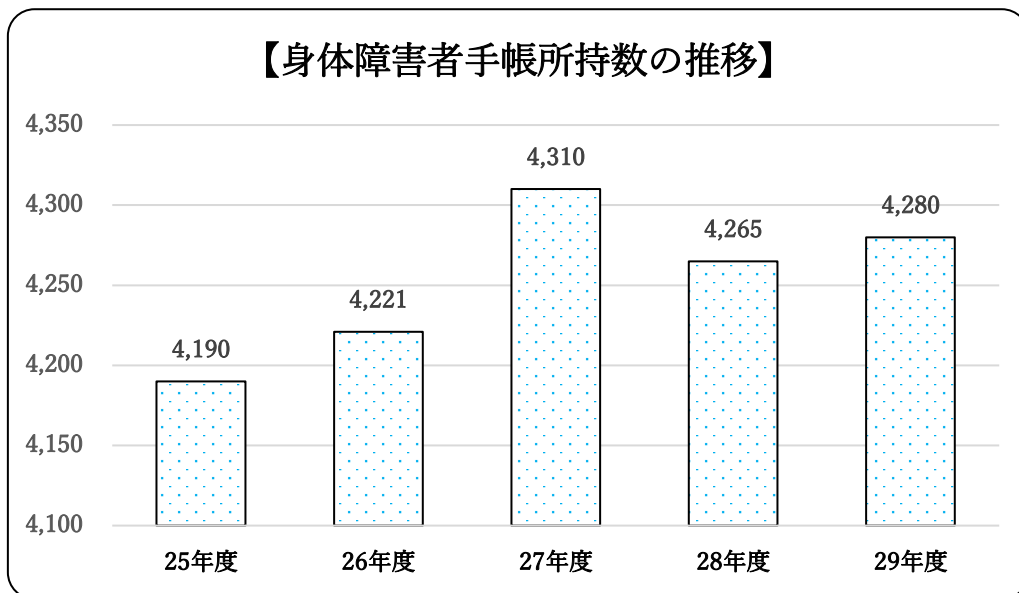
ひとり暮らし高齢者とねたきり高齢者の推移は、ひとり暮らし高齢者は明らかに増加していますが、ねたきり高齢者は平成26年度以降減少に転じています。



ひとり暮らし高齢者：民生委員の協力による実態調査
 ねたきり高齢者：要介護3以上で在宅の方

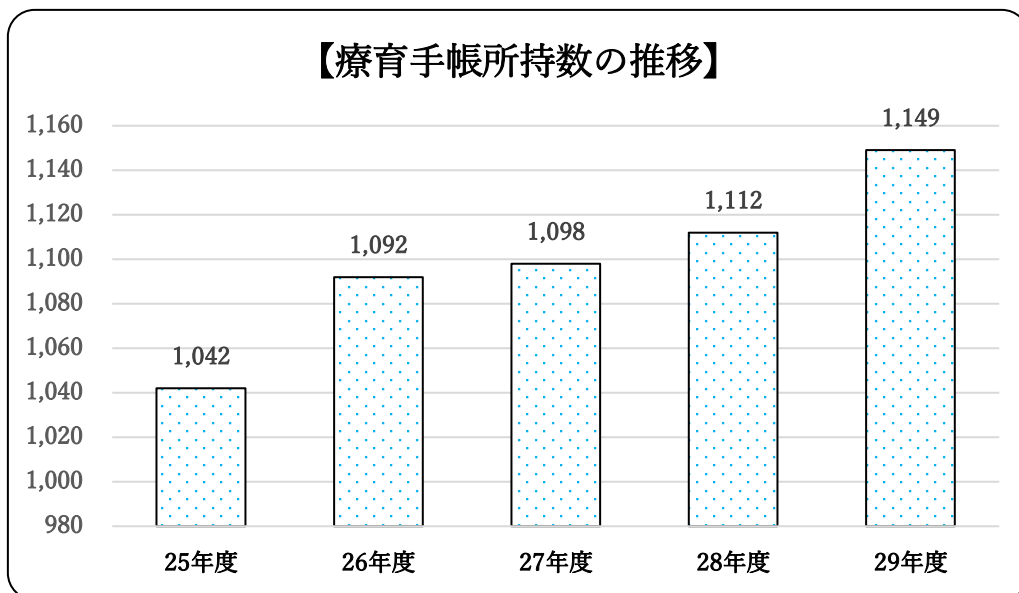
(5) 身体障害者手帳所持数の推移

身体障害者手帳の所持数は、平成27年度まで増加していますが、平成28年度は減少し、平成29年度は再度増加しています。



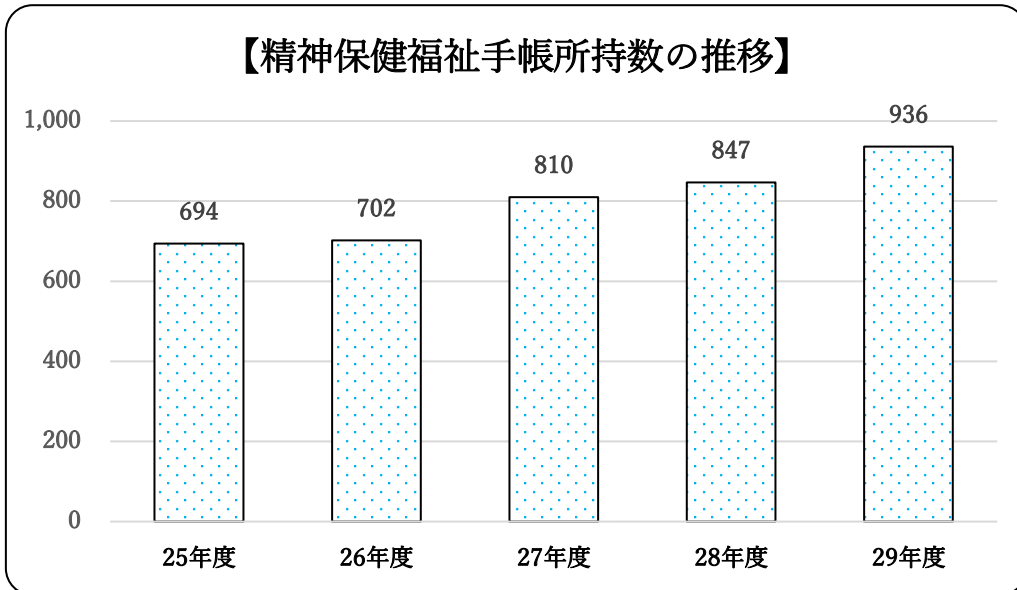
(6) 療育手帳所持数の推移

療育手帳の所持数は、年々増加しています。



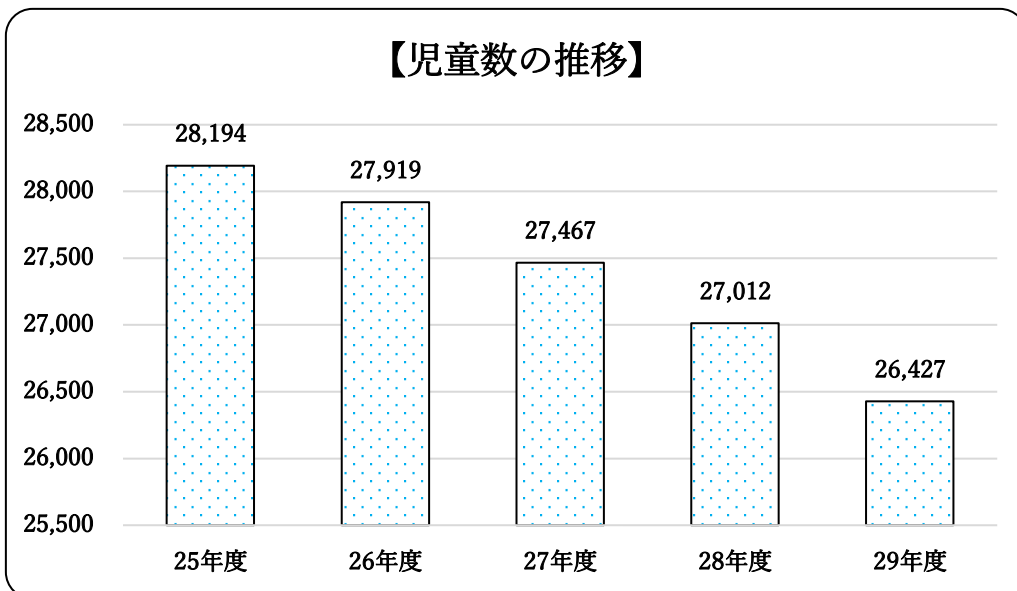
(7) 精神保健福祉手帳所持数の推移

精神保健福祉手帳の所持数は、年々増加しています。



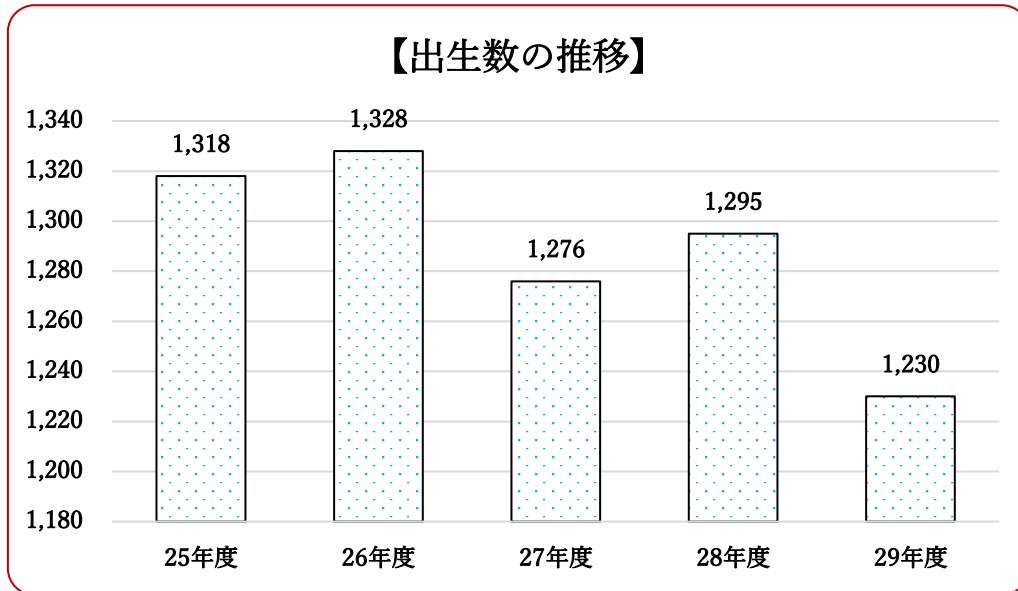
(8) 児童数の推移

児童数は、年々減少しています。



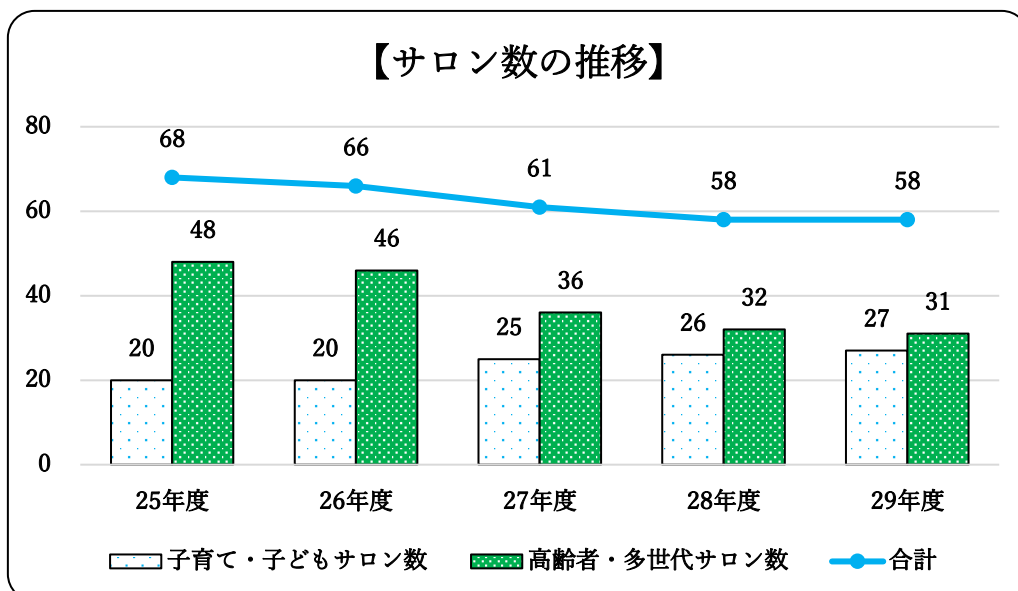
(9) 出生数の推移

出生数は年々減少傾向にあります。平成28年度に一時増加していますが、平成29年度は再度減少しています。



(10) サロン数の推移

子育て・子どもサロン数は年々増加傾向にあります。高齢者・多世代サロン数は年々減少傾向にあります。



サロン数：社協ふれあい福祉活動費補助金交付団体数

2 アンケートの結果について

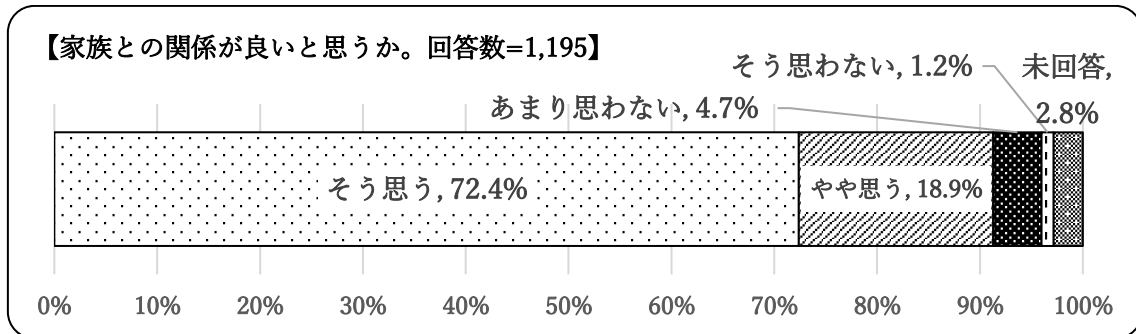
◆実施したアンケート

調査対象	市民	自治会長	高齢者 クラブ会長	サロン		民生委員・ 児童委員	社会福祉法人	NPO
				子育て	高齢者・多世代			
調査方法	郵送	郵送	郵送	郵送	郵送	直接	メール・FAX	訪問
調査時期	平成29年 11月～12月	平成29年 8月～9月	平成29年 8月～9月	平成29年 9月～10月	平成29年 9月～10月	平成30年 1月～3月	平成30年 4月～5月	平成30年 6月
配布数	3,000	83	65	26	29	242	19	2
回答数	1,195	72	59	21	27	212	11	2
回答率	39.8%	86.7%	90.8%	80.8%	93.1%	87.6%	57.9%	100.0%

上記の方々を対象に実施した地域福祉に関する意識調査アンケートを通して本市の状況を、①家族との関係、②近所付き合い・地域のつながり、③地域福祉活動への参加、④他の団体との連携という視点で分析を行いました。

(1) 家族との関係

家族との関係性が良いと思うかについては、「そう思う」が7割強ほどあり、「やや思う」まで含めると約9割の方が関係が良好と考えているようです。



市民福祉意識アンケート調査より

(2) 近所付き合い・地域のつながり

10代～40代は、あいさつをかわす程度の人がいるという状況で、近所付き合いが浅い傾向にあります。また、50代～60代においても立ち話ができる程度の人がいるといった状況なので、近所で助け合うといった雰囲気ではないようです。ただ、70代以上になると助け合える親しい人がいるという方が多いようです。

年齢区分	回答数	なにか困ったときに助け合えるような親しい人がいる	お互いに訪問し合う人がいる	立ち話のできる人がいる	あいさつを交わす程度の人がいる	ほとんど付き合いがない	未回答
18～29歳	101	10.9%	4.0%	9.9%	44.6%	30.7%	0.0%
30～39歳	144	13.9%	3.5%	23.6%	38.2%	20.8%	0.0%
40～49歳	191	23.0%	4.2%	29.3%	30.9%	12.0%	0.5%
50～59歳	178	18.5%	6.2%	36.5%	30.9%	7.9%	0.0%
60～69歳	227	21.6%	11.0%	41.4%	22.5%	2.6%	0.9%
70～79歳	218	30.7%	22.5%	27.5%	14.7%	2.3%	2.3%
80歳以上	119	28.6%	17.6%	29.4%	17.6%	4.2%	2.5%
未回答	17	0.0%	5.9%	23.5%	0.0%	0.0%	70.6%

市民福祉意識アンケート調査より

今後どうしたいかという点では、40代までは、あいさつをかわす程度でよいとの回答が多いですが、50代以上は助け合える親しい人が欲しいという方が多く、近所での助け合いの必要性が認識されていると思われます。

それに反して、若年層においてはあいさつをかわす程度でよいという方が多く、深い近所付き合いを望まない傾向があるようです。

年齢区分	回答数	なにか困ったときに助け合えるような親しい人が欲しい	お互いに訪問し合いたい	立ち話のできる人が欲しい	あいさつを交わす程度でよい	付き合いが必要がない	未回答
18～29歳	101	32.7%	4.0%	9.9%	47.5%	5.9%	0.0%
30～39歳	144	28.5%	2.8%	18.1%	45.8%	4.9%	0.0%
40～49歳	191	31.9%	4.2%	22.0%	39.8%	1.6%	0.5%
50～59歳	178	34.8%	5.6%	22.5%	33.7%	1.7%	1.7%
60～69歳	227	29.1%	10.1%	26.4%	30.0%	0.4%	4.0%
70～79歳	218	38.5%	15.1%	12.8%	25.7%	0.5%	7.3%
80歳以上	119	35.3%	13.4%	15.1%	24.4%	0.8%	10.9%
未回答	17	11.8%	0.0%	5.9%	11.8%	0.0%	70.6%

市民福祉意識アンケート調査より

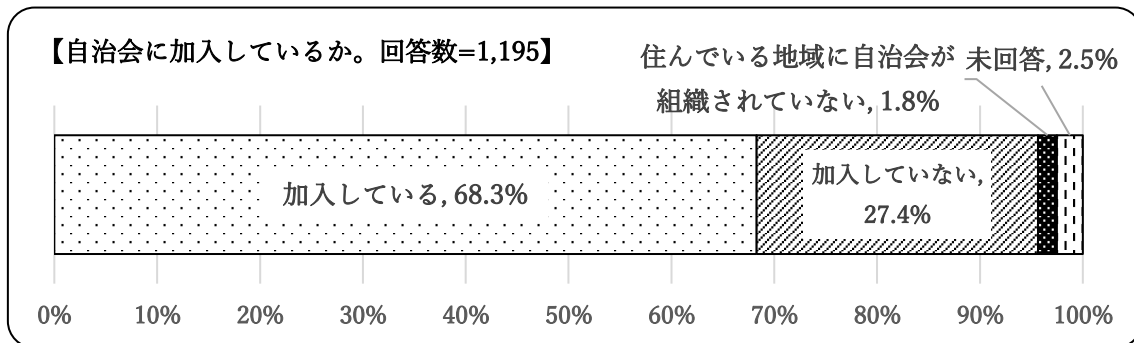
ただし、現状の状態から今後どうしたいかという視点で分析すると、現状通りの付き合いでよいと考える人が多くを占めますが、約3割の人は現在以上の付き合いを望んでいる状況が見て取れます。

		(今後の希望)				
		なにか困ったときに助け合えるような親しい人が欲しい	お互いに訪問し合いたい	立ち話のできる人が欲しい	あいさつを交わす程度でよい	付き合う必要はない
(現状)	なにか困ったときに助け合えるような親しい人がいる	83.1%	5.9%	6.3%	4.2%	0.4%
	お互いに訪問し合う人がいる	35.5%	52.9%	6.6%	5.0%	0.0%
	立ち話のできる人がいる	27.1%	4.8%	42.7%	25.1%	0.3%
	あいさつを交わす程度の人がある	13.0%	0.9%	12.7%	72.2%	1.3%
	ほとんど付き合いがない	12.4%	0.0%	9.7%	63.7%	14.2%

市民福祉意識アンケート調査より

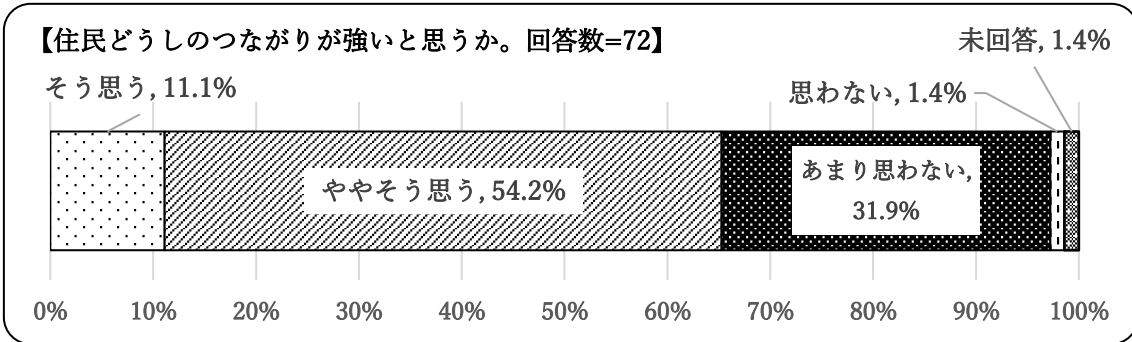
現状以上の付き合いをしたい	29.5%
現状どおりの付き合いでよい	57.6%
現状以下の付き合いでよい	12.9%

また、助け合いの基礎となる自治会への加入ですが、今回の調査では7割弱の方が加入しており、約3割の方が加入していないという結果となっています。



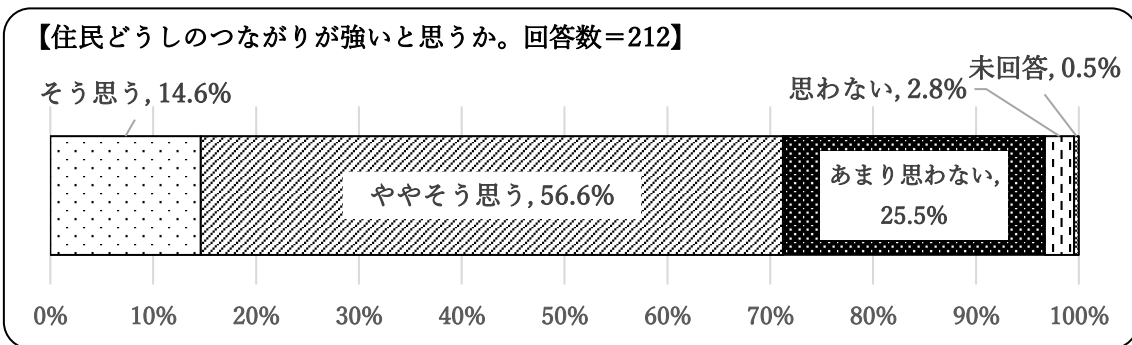
市民福祉意識アンケート調査より

自治会長からの視点では、地域のつながりや支え合いについて強いと思っている方が多く、7割弱の方が「そう思う、ややそう思う」と答えています。



地域福祉に関する自治会長アンケート調査より

民生委員・児童委員（以下：「民生委員」という）に対しても同様の質問をしていますが、「そう思う、ややそう思う」を合わせて、7割強と自治会長と近い数値が出ています。

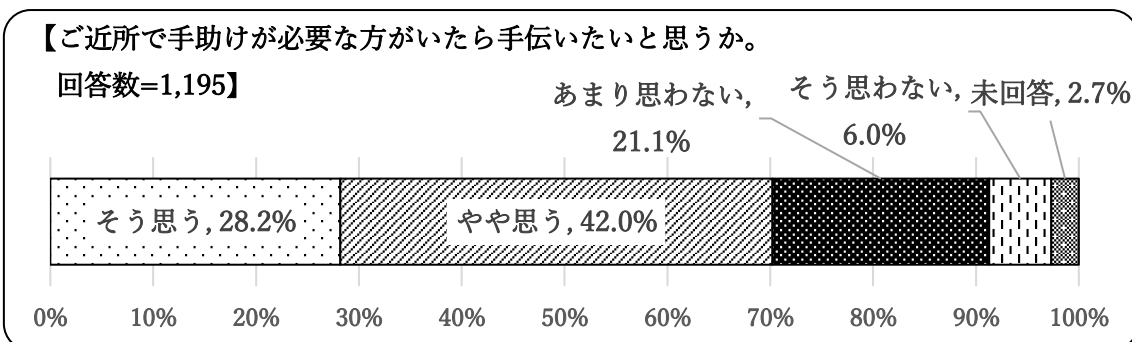


地域福祉に関する民生委員アンケート調査より

この結果は、地域のまとめ役である自治会長や地域福祉の主体である民生委員の視点では、地域のつながりは強いのではと考えているものの、実際に市民はあまり強いつながりを求めているという結果になっているように思われます。特に若い世代がつながりを求めない傾向にあるようです。

（3）地域福祉活動への参加

高齢者支援、障害者支援、子育て中の親などへの支援を行いたいと思っている方は、全世代を通して多い状況となっています。

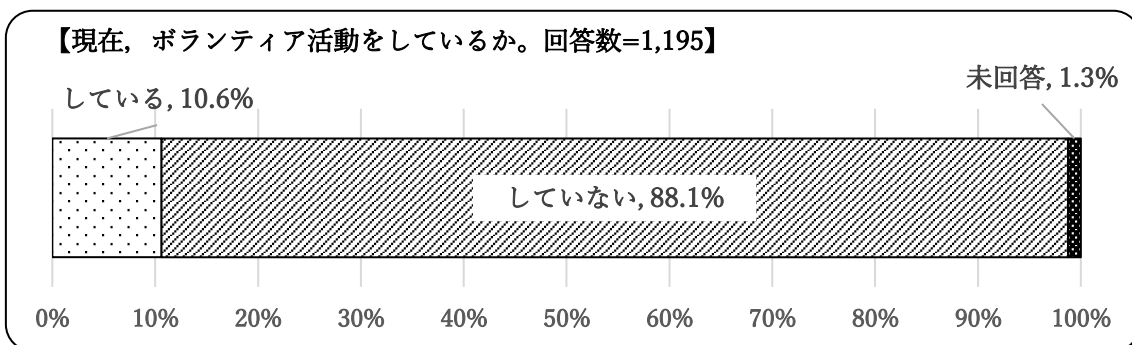


市民福祉意識アンケート調査より

年齢区分	回答数	そう思う	やや思う	あまり思わない	そう思わない	未回答
18～29歳	101	25.7%	50.5%	17.8%	5.9%	0.0%
30～39歳	144	19.4%	47.9%	26.4%	6.3%	0.0%
40～49歳	191	20.4%	45.5%	24.6%	9.4%	0.0%
50～59歳	178	24.7%	46.1%	25.3%	2.8%	1.1%
60～69歳	227	30.0%	41.0%	22.9%	4.0%	2.2%
70～79歳	218	37.2%	41.3%	14.2%	4.1%	3.2%
80歳以上	119	42.0%	23.5%	16.8%	12.6%	5.0%
未回答	17	5.9%	11.8%	5.9%	5.9%	70.6%

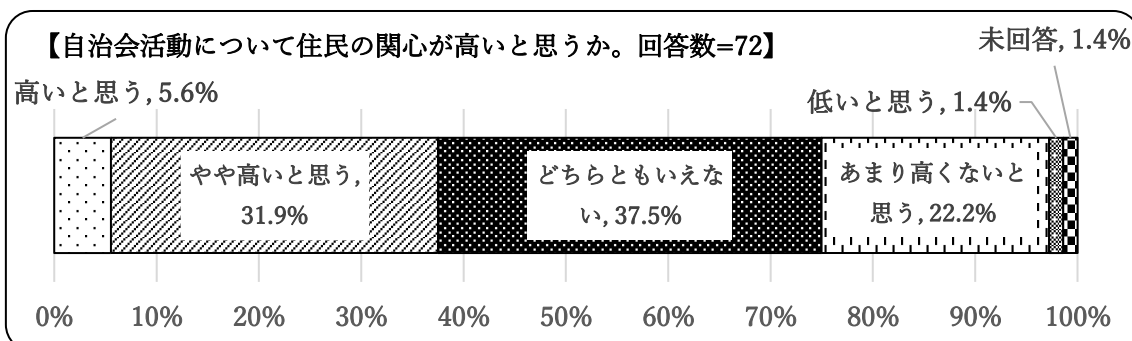
市民福祉意識アンケート調査より

しかし、実際にボランティア活動などを実施している人は、少ない状況となっています。



市民福祉意識アンケート調査より

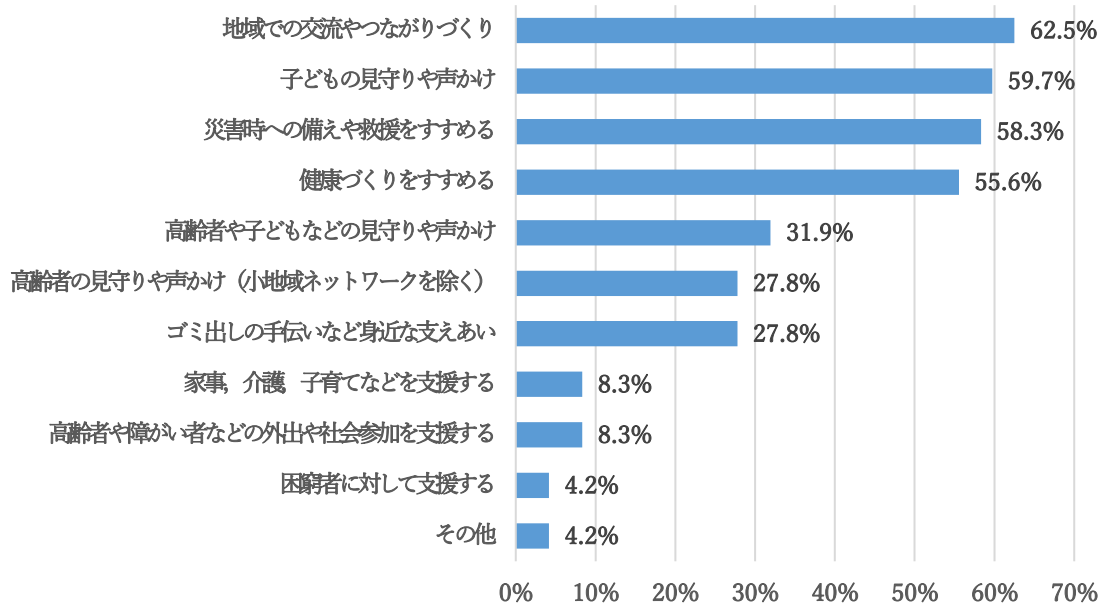
また、自治会加入者も7割程度となっている中で、自治会長から見ても住民の自治会活動への意欲という点では、それほど高くは感じていないようです。



地域福祉に関する自治会長アンケート調査より

一方、実際に自治会で取り組んでいる活動としては、交流づくりや災害対策が上位にあります。

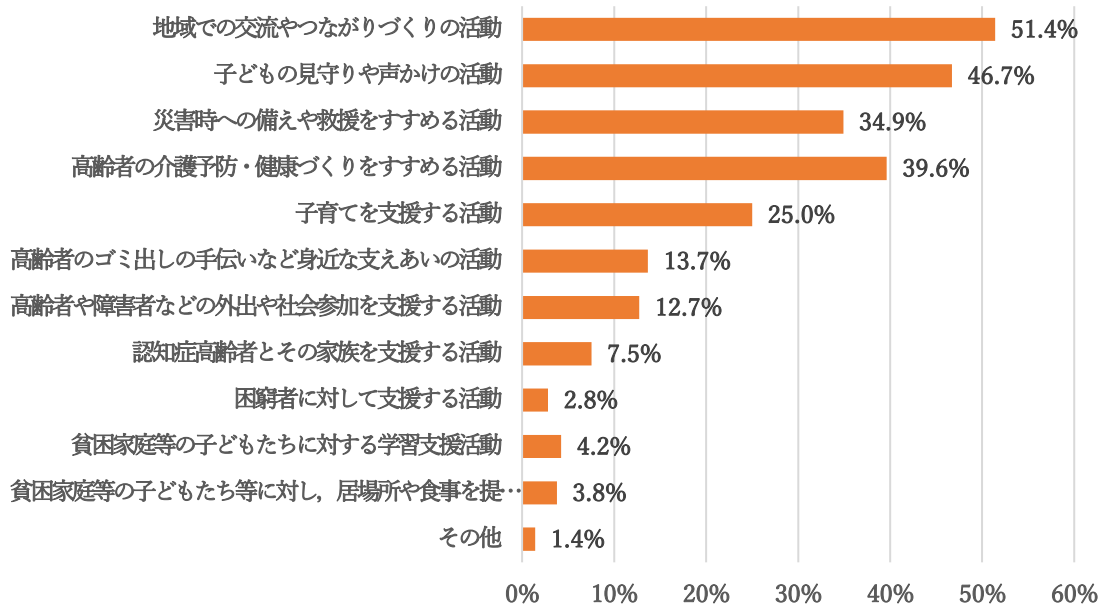
【地域の福祉や保健・医療に関する活動を行っているか。回答数=72】



地域福祉に関する自治会長アンケート調査より

民生委員からの視点においても、地域で民生委員以外が取り組んでいる活動は、福祉活動よりも地域の交流や災害等がメインであるように感じているようです。

【担当地区の範囲内で民生委員以外が取り組んでいる活動。回答数=212】



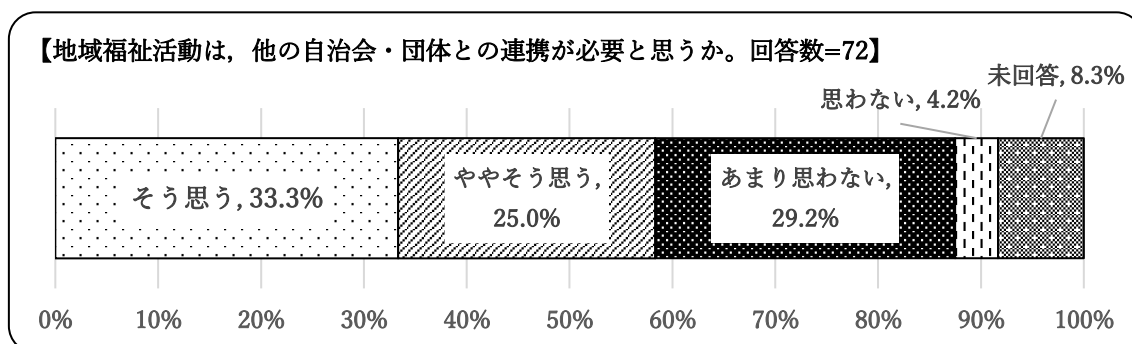
地域福祉に関する民生委員アンケート調査より

地域福祉活動について考えてみたときに、ボランティア活動に関心のある方々は多いようですが、活動まで結びついていない状況のようです。

また、自治会においても、結果として地域福祉に結びつく交流活動を盛んに行っている状況となっています。

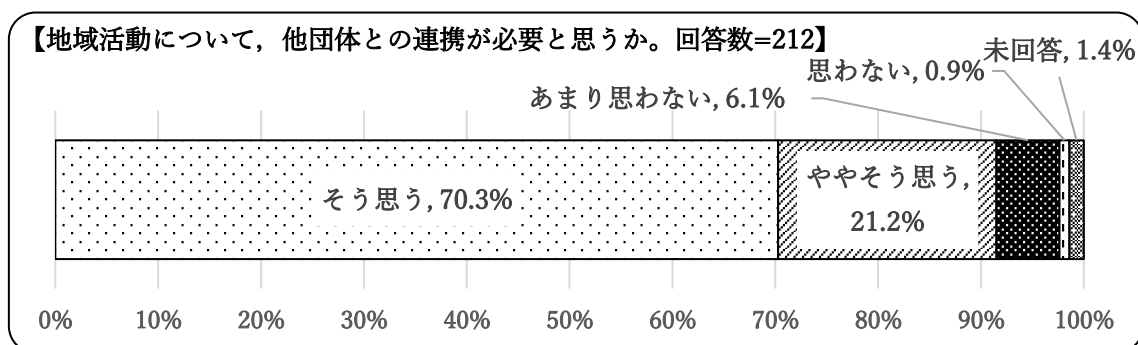
(4) 他の団体との連携

自治会長の視点では、連携の必要性を感じているようです。



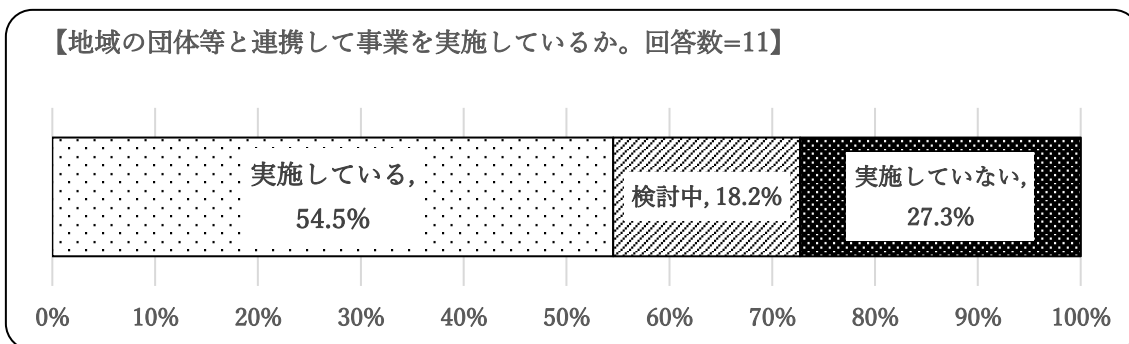
地域福祉に関する自治会長アンケート調査より

民生委員の視点でも同様です。



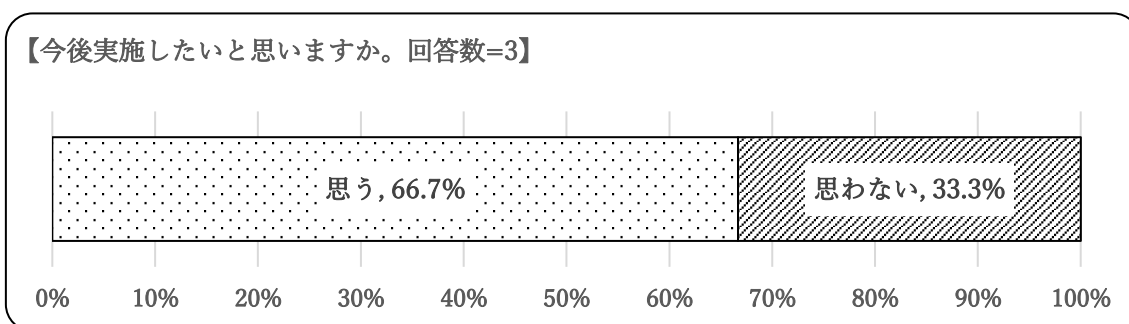
地域福祉に関する民生委員アンケート調査より

法人においても、半数以上が地域との連携に取り組んでいます。



地域福祉に関する社会福祉法人アンケート調査より

現在取り組んでいない法人でも7割弱の法人は今後連携を検討している状況です。



地域福祉に関する社会福祉法人アンケート調査より

これらのことから、地域福祉における他団体との連携の必要性は認識されていると思われます。しかし、現在は皆が足並みをそろえて連携しているのではなく、それぞれが個別に連携している状態であると考えています。

3 井戸端会議・地域福祉座談会（通称：みつばちカフェ）について

井戸端会議・地域福祉座談会とは市民同士で話し合いを行い、市民自らが地域における福祉について考え、地域のつながりの大切さに気付くきっかけとするとともに、話し合いの結果を各種事業・地域福祉計画に反映させていくため、市内8地区の日常生活圏域（中学校区）で実施しています。

（1）平成29年度

◆ テーマ：「たすけあいて必要？」

【各地区開催状況】

※時間はすべて13：30～15：30

開催地区	開催日時	会場	参加人数
一中地区	平成29年11月23日（木）	1中地区コミセン	40名
大島地区	平成29年12月3日（日）	大島コミセン	35名
二中地区	平成29年12月10日（日）	市毛コミセン	40名
平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区	平成29年12月17日（日）	平磯コミセン	24名
佐野地区	平成29年12月23日（土）	佐野コミセン	41名
那珂湊地区	平成30年1月13日（土）	那珂湊コミセン	42名
前渡地区	平成30年1月14日（日）	前渡コミセン	20名
田彦地区	平成30年1月21日（日）	田彦コミセン	18名
			計260名

【実施手順】

1 テーブル4～5人に分かれてのグループディスカッション形式で話し合いを行いました。ディスカッションは以下の3ステップで実施しました。

ラウンド1：「地域でのたすけあい」ってどんなものがあるだろう？

ラウンド2：地域において、これからどんな「たすけあい」があるとよい？

ラウンド3：あなたが、これから無理なくできそうな「たすけあい」って？

【主な意見】

《ラウンド1》

- ・自治会活動、立哨当番、サロン活動など地域の団体によって行われている活動が多くあげられていました。
- ・ゴミ捨てなどの生活支援など組織だったものではなく、近所づきあいの延長としての活動もあげられていました。

《ラウンド2》

- ・多世代、子どもの集まる場が欲しいという意見が多くあげられていました。
- ・ゴミ捨てなどの生活支援があるとよいという意見が多くあげられていました。
- ・買い物や病院などへの移動など高齢者が免許を返納した後の支援があげられていました。

《ラウンド3》

- ・あいさつや近所づきあいなど地域でのコミュニケーションを充実させる活動が多くあげられていました。

『「たすけあい」のイメージは?』というテーマにおいて地域のたすけあいの場として意識されているのは、自治会やサロン活動などの地域活動であり、近所づきあいを前提として「たすけあい」を考えている人が多い状況です。

一方で、これから期待する「たすけあい」は多世代、子どもの集まる場のような同じ目的の人が集まる場や、ゴミ捨てなどの生活支援、免許返納後の移動手段といった、具体的に困っていることに対する支援を望む方が多いことが分かりました。ただこれらのたすけあいは現実に実施することは難しいと考えられているようであり、無理なくできる範囲としては、あいさつやコミュニケーションの充実があげられていました。

(2) 平成30年度

◆ テーマ：

「歳をとっても住みやすい地域にするために～みんなで考えよう～」

【各地区開催状況】

※時間はすべて13:30～15:30

開催地区	開催日時	会場	参加人数
那珂湊地区	平成30年6月2日(土)	那珂湊コミセン	36名
平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区	平成30年6月3日(日)	平磯コミセン	16名
田彦地区	平成30年6月9日(土)	田彦コミセン	13名
前渡地区	平成30年6月10日(日)	前渡コミセン	18名
二中地区	平成30年6月16日(土)	市毛コミセン	48名
大島地区	平成30年6月17日(日)	大島コミセン	28名
佐野地区	平成30年7月21日(土)	佐野コミセン	44名
一中地区	平成30年7月22日(日)	1中地区コミセン	25名
			計228名

【実施手順】

1 テーブル4～5人に分かれてのグループディスカッション形式で話し合いを行いました。ディスカッションは、昨年度に実施したみつばちカフェで出てきた必要なたすけあいのレストランのメニューに見立て、以下の3ステップで実施しました。

ラウンド1：自分たちの地域に必要な「たすけあい」を選ぶ

ラウンド2：自分たちが実現したい「たすけあい」を選ぶ

ラウンド3：実施に至る具体的な流れを考える

【主な意見】

《ラウンド1》

- ・「移動手段の充実」は全地区で選択されており、市内全域で求められている「たすけあい」と考えられています。
- ・「気軽に声かけできる環境づくり」や「たまり場づくり」、「多世代交流できる場づくり」など地域内でのコミュニケーションに関する内容も多く選択されていました。

【自分たちの地域に必要な「たすけあい」】

メニュー名／地区	一中	二中	前渡	大島	佐野	田彦	那珂湊	平磯・磯崎 阿字ヶ浦	計	テーマ別 割合
移動手段の充実	5	7	3	7	6	3	5	3	39	25.7%
気軽に声かけできる環境づくり	4	4	1	4	4	3	0	1	21	13.8%
たまり場づくり	2	4	2	2	4	1	3	1	19	12.5%
ちょっとした日常生活支援	1	4	2	3	3	1	3	0	17	11.2%
多世代で交流できる場づくり	1	3	3	2	4	0	2	1	16	10.5%
見守りの充実	3	1	1	4	2	0	4	1	16	10.5%
食品・日用品などの移動販売	1	2	2	2	1	1	3	1	13	8.6%
地域活動への参加	0	2	1	0	0	0	0	0	3	2.0%
不要なものを交換する場所・機会	0	0	0	0	2	0	0	0	2	1.3%
新しいメニュー	1	0	0	0	1	3	1	0	6	3.9%
計	18	27	15	24	27	12	21	8	152	—

《ラウンド2》

- ・実現したいたすけあいとして最も多く選択されたのは「移動手段の充実」と「気軽に声かけできる環境づくり」となりました。

- ・一方で「地域活動への参加」「不要なものを交換できる場所・機会」は全ての地域で選択されておらず、まずは生活に直結する「たすけあい」が求められている様子が伺えます。

《ラウンド3》

- ・実現に向けて考えてもらおうと、「移動手段の充実」や「ちょっとした日常生活支援」については、市民だけでなく行政や企業の協力が必要との意見があげられていました。
- ・「気軽に声かけできる環境づくり」や「見守りの充実」については、自ら率先してあいさつをするなど実行に移しやすい内容が多く考えられていました。

【自分たちが実現したい「たすけあい」】

メニュー名／地区	一中	二中	前渡	大島	佐野	田彦	那珂湊	平成・磯崎 阿字ヶ浦	計	テーマ別 割合
移動手段の充実	2	4	1	1	1	0	1	1	11	20.4%
気軽に声かけできる環境づくり	2	3	0	2	1	2	0	1	11	20.4%
たまり場づくり	0	1	0	1	1	0	2	1	6	11.1%
ちょっとした日常生活支援	0	1	1	1	2	1	1	0	7	13.0%
多世代で交流できる場づくり	2	0	1	1	2	0	0	0	6	11.1%
見守りの充実	1	0	1	1	1	0	2	2	8	14.8%
食品・日用品などの移動販売	0	0	0	0	0	0	2	0	2	3.7%
地域活動への参加	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
不要なものを交換する場所・機会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
新しいメニュー	0	0	0	0	1	1	1	0	3	5.6%
計	7	9	4	7	9	4	9	5	54	—

平成30年度は、平成29年度のテーマ「たすけあいて必要？」の意見を実現に向け話し合う形での開催としました。

実現に向けた具体的な内容となると、「気軽に声かけできる環境づくり」や「見守りの充実」など、地域でできるものは自分たちで出来るが、「移動手段の充実」や「ちょっとした日常生活支援」など、市民だけでなく行政の協力が無いと難しいと考えられているものについては、行政からの支援を求めている状況が伺えました。

4 重点施策の事業評価

改定前の地域福祉計画においては、重点施策として①井戸端会議、②地域のたまり場創出支援、③サロン活動支援、④地域住民を中心とした支え合い制度の充実、⑤市社会福祉協議会との連携、⑥関係機関・団体・事業者や庁内関係部署との連携強化、⑦障害者理解・啓発促進、⑧「地域福祉」に係る広報・啓発の8項目をあげ、事業を実施してきました。

また、地域福祉活動計画においては、社会福祉協議会のすべての事業を計画に位置付けていましたが、今回、地域福祉計画との一体的策定に伴い、地域福祉に関する事業のみを選出し、評価を実施しました。その他の事業については、別計画に移行し、改めて事業を評価します。

これらの事業は、毎年ひたちなか市地域福祉計画推進委員会において報告され、それぞれの進行管理を図ってきました。今回の改訂にあたり、事業評価を実施し、平成30年7月のひたちなか市地域福祉計画推進委員会で報告し、それぞれ良好に実施されている旨が確認され、その結果、今後も継続する事業は30事業、廃止は1事業、見直しが5事業ありました。

●廃止事業

事業名	今後の方向性	担当課
中間的就労の推進	平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行され、中間的就労を行う「認定訓練事業所」が法制度化されたが、あくまでも社会福祉法人等の自主事業であり、その認可は都道府県の責務となっている。 また、障害福祉サービスでも中間的就労（就労移行支援等）を実施しているが、障害認定や精神科受診までに至らない相談者も一定数おり、そういった方や引きこもりの方、社会的能力に乏しい方への支援については、「社会参加への機会の提供」の事業に一本化する。	社会福祉課

●見直し事業

事業名	今後の方向性	担当課
地域のたまり場創出支援	「たまり場DIY講座」について、今後はサロン運営に限らず地域福祉全体の担い手となる人材の発掘・育成していくための「人材育成講座」として事業を実施していく。	社会福祉課

ボランティア団体の活動支援	ボランティア活動センターに登録している各団体の活動しやすい環境づくりと、活動上のさまざまな相談に応じる。 各団体同士の情報交換・交流・学習や協働活動を進めることを目的とした「ひたちなか市ボランティア連絡協議会」の運営を支援する。	社会福祉協議会
ボランティアの担い手養成講座	定着しないボランティアも見られたので、継続的な活動ができるように支援していく。既存・新規双方のボランティアが、今後の活動を進める上で必要となる知識・情報等に関する研修会などを開催する。総合的に支援するため「ボランティア活動に対する支援」と一本化する。	社会福祉協議会
ボランティアに関する相談・派遣・調整	ボランティアに関する様々な相談に応じ、ボランティアを始めたい方やボランティアの協力を得たい方のために、紹介・調整等コーディネートを行う。総合的に支援するため「ボランティア活動に対する支援」と一本化する。	社会福祉協議会
高齢者外出支援	サロンの利用が大半を占めるなど利用者に偏りがあり、内容を再検討する必要があることから、今後は、外出支援事業は「ふれあいいきいきサロン活動」に組み入れ、一体的に支援していく。	社会福祉協議会

5 地域福祉に関する現状と課題

(1) 現状

これまで本市においては、自治会やボランティア団体、高齢者クラブ、民生委員などを中心に地域福祉事業を展開し、支え合いのまちづくりを行ってきました。その結果、平成29年度までに、地域におけるひとり暮らし高齢者の見守りの中心である小地域ネットワークは平成25年度の707ネットから883ネットまで増加し、社会福祉協議会に登録するボランティア活動団体は平成25年度末の61団体から90団体となりました。

また、近年地域福祉活動の中心となっているサロン活動については、高齢者サロンは平成25年度の48カ所から31カ所、子育てサロンについては20カ所から27カ所となっています。高齢者クラブについては、単位クラブが67団体から66団体となっています。高齢者関連の活動については、若干の減少は見られますが、着実に地域における活動は根付いてきていると考えています。

さらに、平成25年度以降に見直した事業としては、平成27年度から市の井

戸端会議と社会福祉協議会の地域福祉座談会を同時開催し、福祉に関するご意見等を地域の方々からより効率よく聴取するために開催方法の見直しを行ってきました。サロンの支援・育成についても、社会福祉協議会において立ち上げ時と活動拡大時に10万円を上限として補助金を出すほか、活動補助も1万円の増額を行いました。平成27年度からはサロンフェスティバルを市と社会福祉協議会で共催し、サロンの普及・啓発、指導者の育成を進めてきました。

新たに立ち上げた事業としては、平成27年度から地域活動の人材育成に重点的に取り組み、市と社会福祉協議会の共催で、サロンの立ち上げ支援講座として「たまり場DIY講座」を実施し、平成30年度からはサロンに限らず、地域福祉全体の担い手の発掘・育成する「人材育成講座」として内容を見直しました。

さらに、平成28年度からは、市において各中学校区において地域福祉について話し合う協議体の設置及び活動を支援する支援員の配置を行う、地域福祉推進体制整備事業を開始しました。

社会福祉協議会においても年間150名程度を対象に「ボランティアの担い手養成講座」を実施しており、地域福祉活動の担い手を育成してきました。

(2) 今後の課題

地域福祉事業については、鋭意推進してきたところですが、近年の少子高齢化の影響もあり、自治会や民生委員における高齢者に対する見守りの負担の増大、地域活動の担い手の高齢化、福祉サービスが複雑化しており、対策が必要な状況となっています。また、市内でも地域福祉の課題は地域差があり、地域にあった事業を実施していく必要もあります。

さらに、地域の方々にはボランティア活動などの事業に興味はありますが、実際に活動できない状況もあるほか、地域福祉の中心である自治会の未加入問題などもあり、自治会などの地域活動への参加促進や地域で活躍する人材の育成も急務となっています。

今後は今までの事業を継続しつつ、地域の中で支え合いのネットワークを構築し、地域が自ら考え地域に必要な事業を実施してくことを、地域とともに考え、支援していくことを目指していきます。

① 地域の高齢化への支援

これまで、自治会や社会福祉協議会支部（以下：「社協支部」という）などが中心になり、敬老会や小地域ネットワークによる高齢者の見守り、高齢者サロンといった事業を展開してきました。しかし今後しばらくの間、高齢者は増加する傾向であり、市内においてもおおよそ二人に一人が高齢者という状況の団地もあるほか、旧那珂湊地区においては、おおよそ三人に一人が高齢者という状況と

なっています。このような状況は自治会役員や民生委員、サロンの運営者など地域を支える側の高齢化や成り手不足を引き起こしており、この状況が進むことで、地域として高齢者を支えられない事態が生じる懸念があります。

そのため、自治会への加入促進や広域的な範囲での事業展開、地域とボランティア団体、福祉事業者などとのネットワークを構築するなど支援の強化を図る必要があります。さらに地域の協力体制を支える人材や団体を育成していく必要があります。

② ひとり暮らし高齢者への支援

現在、本市では小地域ネットワーク、民生委員によるひとり暮らし高齢者調査、社会福祉協議会の高齢者相談員による地域の高齢者の把握・支援を行っています。本市においては、支援の体制は充実していますが、ひとり暮らし高齢者が自治会に加入していない場合や、地域との関わりを拒否している場合もあり、すべての方が見守られている状況とはいえません。また、これらの方々の見守りを実施している自治会や民生委員においても、見守りへの対応方法についての課題を抱えています。

そのため、支援者がネットワークを組み、いろいろな視点からひとり暮らし高齢者を地域で見守るとともに、高齢者が制度を適切に利用できるように、迅速かつ分かりやすい情報提供を心掛ける必要があります。

③ 日中独居高齢者への支援

近年夫婦共働きの家庭が増えてきたことから新たな課題として、家族と同居しているが、日中は家族が仕事等で留守にするため、独居と同じ状態になってしまう高齢者が多くいます。近所付き合いのあまりない世帯も増えており、近所に高齢者がいることが認識されていない状況も出てきています。

今後は、高齢者のいる世帯の状況などにより、日中の見守りや利用できるサービスについての情報提供などを強化する必要があります。

④ 老老世帯への支援

民生委員や社会福祉協議会の高齢者相談員が把握している世帯などでも、高齢者のみの世帯も少なくない状況であり、今後も増えることが予想されます。すべての高齢者が元気に暮らしているうちはあまり問題にはなりません。体調を崩す方が出てきた場合、高齢者が高齢者を介護する老老介護や認知症の方が認知症の方を介護する認認介護といった状態になってしまいます。介護は身体的・精神的負担も大きく、大きな社会問題になっています。

今後は、緊急時に適切にサービスに繋がるように、それぞれの世帯への情報提

供を充実させるとともに、相談体制を強化していく必要があります。

⑤ 引きこもりへの支援

以前から子育て中の親や若者、高齢者の引きこもりが社会問題となっていました。近年、子どもが引きこもりの状況にある生活が長期化することで、親も子も高齢化し、収入や介護の問題が発生しています。この状況が80歳代の親と50歳代の子どもの親子関係の問題であることから「8050問題」と呼ばれ、高齢化社会の進行とともに社会問題化しています。

引きこもりの状況にある方々が、少しでも早く社会復帰できるように支援を強化するとともに、親族が亡くなるなどの理由により、引きこもりの状況にある方が孤立することを防ぐため、見守り体制の構築や相談窓口の強化を図る必要があります。

⑥ 子育て中の親や子どもたちへの支援

子どもたちが家庭の環境等に起因し、十分な教育が受けられない、満足な食事をとることができないといった状況である「子どもの貧困」が、ニュース等で取り上げられ、新たな社会問題となっています。これらは貧困の連鎖や虐待などにつながる社会問題とされています。

かつては、大家族の中で「子育て」が行われていましたが、近年では子育てにおいて孤立化している家庭もあり、子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。そのため、地域の中に子どもの居場所を確保し、「地域の絆」の中で子どもが育まれる環境を構築していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 地域福祉の定義

地域福祉とは、「市民が生活をする中で、地域の活性化について考え、行動し、お互いに支え合いながら地域の福祉課題を解決していくこと。

市および社会福祉協議会はそれらに対し、地域とともに課題解決に向けて考え、情報や方策、必要な財政的支援を提供し、地域に寄り添い支援を行っていきます。」と定義します。

2 基本理念

これまで述べてきた本市の取り巻く状況を踏まえて、次のとおり基本理念を定めます。

住みよい未来 つながり支える 地域の輪

本市では、現在少子高齢化が進行し、さらに核家族が増えてきている状況です。人のつながりという点では、「家庭」の関係性は良好で「つながり」がある一方、自治会やボランティア団体、民生委員をはじめとする地域福祉を推進する方々が高齢者や子育て世代などの方々を支援するため活動し、地域内での「つながり」を作ろうと積極的に活動していますが、近所の関係性は徐々に希薄になってきていると思われま

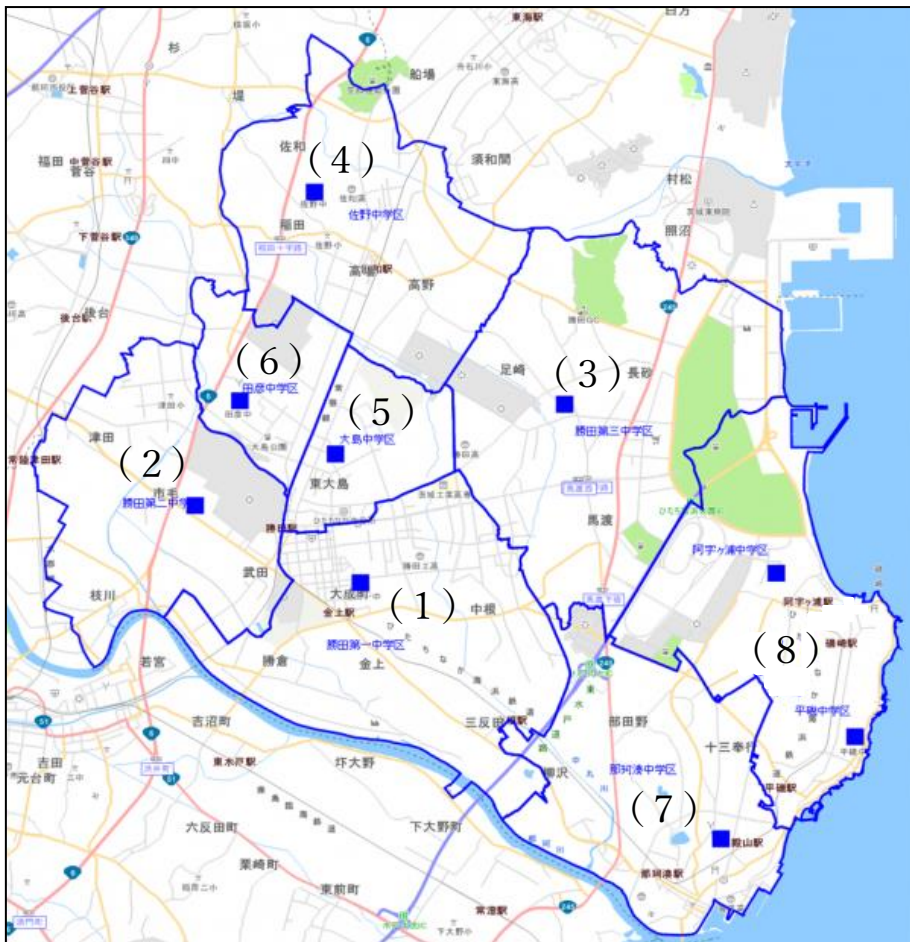
す。このようなことから、本市で暮らす市民自身が、家庭と地域、個人と地域、団体と個人、団体と地域などの人のつながりについて改めて見つめ直し、安心して暮らせる地域社会を構築していくことが必要となってきます。

今までは「助け合い 支え合い ころでつくるまちづくり」(地域福祉計画)、「未来につなごう 一人ひとりのささえあい」(地域福祉活動計画)を基本理念に事業を実施してきましたが、安心して暮らせるひたちなか市を目指し、今までの基本理念を踏まえ、新たに基本理念を掲げ事業を実施していきます。

3 本市における日常生活圏域

地域の実情を見ると、高齢化の進行や地域活動への関心が低い方が増えてきていることから地域活動の担い手が減少し、単一の自治会などを中心とした支え合いが今後難しくなっていくと考えられます。そのため本計画では、日常生活圏域を中学校区単位とし、より広域での支えあいを推進していきます。

一方、事業内容によっては小学校区単位や自治会単位で実施した方が良くと思われる事業もあることから、施策を行うにあたり、状況に合わせ柔軟に対応していきます。



(1) 勝田第一中学校区域

本市の中心部にあたり、常磐線勝田駅の東側を商店街が縦横に走り、その中に大型店舗が立地しています。近年、石川運動広場周辺を中心にマンションの建設が相次いでいます。区域の北東部には昭和40～50年代に造成された住宅団地があり、区域の南部は農業的土地利用が比較的多くなっています。

(2) 勝田第二中学校区域

常磐線勝田駅の西側に位置し、南北を通る国道6号線をはさんだ区域で、国道の東側の地域には工業系の大企業が立地しています。国道の西側の地域には昭和40～50年代に造成された住宅団地を始め、一般の分譲住宅が多く、区域南部の那珂川周辺の低地は、優良な水田地帯となっています。

(3) 勝田第三中学校区域

本市北東の臨海部に位置し、常陸那珂港区や国営ひたち海浜公園、常陸那珂工業団地などからなる「ひたちなか地区」と市街化調整区域による農業的土地利用が大半を占めています。県道馬渡瓜連線西側の市街化区域では、第2工業団地を取り巻くように昭和40～50年代に造成された住宅団地が点在するとともに、土地区画整理事業が進められています。

(4) 佐野中学校区域

本市の北部に位置し、常磐線佐和駅西側を中心に商店街を形成しています。市街化区域においては、佐和駅を中心に土地区画整理事業が進められています。市街化調整区域では、畑地と樹林地となっており、農業的土地利用が行われている区域ですが、北部には大規模な住宅団地が造成され、住宅の建設が進んでいます。

(5) 大島中学校区域

常磐線勝田駅を起点とする昭和通り線の北側に位置し、土地区画整理事業による都市基盤の整備と中心市街地や昭和通り線沿線への都市機能の集積に努めている区域です。

(6) 田彦中学校区域

常磐線勝田駅と佐和駅間の西側に位置し、南北に国道6号線をはさんだ区域で、国道より東側には勝田第1工業団地に工業系の企業が立地し、その周辺は住宅地となっています。

(7) 那珂湊中学校区域

東は太平洋に面し、南は那珂川に囲まれており、那珂湊地区の中心市街地を形成しています。古くから人口や産業が集積しており、那珂湊漁港を中心に水産物量販店が集積している区域です。国道245号線沿いで商業施設や住宅が建設されています。

(8) 平磯中学校・阿字ヶ浦中学校区域

本市東南の臨海部に位置し、常陸那珂港区や国営ひたち海浜公園などの大規模開発が進められている「ひたちなか地区」に隣接し、海の観光レクリエーションの拠点と市街化調整区域による農業的土地利用が大半を占めています。

4 基本目標

(1) 誰もが安心して利用できる福祉の推進

地域において福祉サービスや支援を必要とする人が、必要としている福祉サービスを適切に利用できるようにするために、わかりやすいサービスの情報提供を図っていきます。

また、福祉サービスを利用したいときに、どなたでも利用できるように、利用しやすい体制づくりを図っていきます。

■基本施策

- ① 充実した情報提供
- ② 包括的な相談体制の構築
- ③ 福祉関連機関のネットワーク化の推進
- ④ 福祉施設の利用促進

(2) ふれあいと助け合いのある地域づくりの支援

核家族化の進行により家庭内での関係性が重視され、地域に対する興味や近所との関係性が薄くなってきています。

また、必要とされている支援が多様化していることから、市が進める事業だけに頼ることは、限界を迎えつつあります。これからは、地域が必要とする支援を自ら見つけ出し、お互い支え合う機運を醸成し、体制をつくることを支援していきます。

■基本施策

- ① 地域福祉活動への参加促進
- ② 福祉の地域づくり支援
- ③ 地域福祉活動推進体制づくりの支援

(3) 地域のリーダーやボランティアの活動促進

本市においては、自治会などの地縁団体等以外にも個人や団体においてサロンや高齢者の見守りなどの活動が行われています。今後は地域において少子高齢化が進行し、自治会のみで地域福祉活動を支えることが難しい地域が出てきます。そのため、広域的に活動できる団体や個人の需要はますます高まることが想定されることから、自ら福祉活動の必要性に気づき活動する方々を支援するとともに、人材の育成や活動への参加の促進に努めていきます。

■基本施策

- ① 地域福祉を実施するための人材育成支援
- ② ボランティア活動団体・地域福祉関連団体への支援

(4) 新たな地域福祉課題への対応

近年、従来からある高齢者の見守りや子育て支援といった地域福祉活動に加え、引きこもりや子どもたちへの虐待などの新たな社会問題の解決や未然防止などに地域の力が期待されています。地域で何ができるか地域の方々と相談しながら支援策について検討していきます。

■基本施策

- ① 引きこもり問題への支援の検討
- ② 子どもの居場所づくり
- ③ マンション・高齢化団地などへの対応
- ④ 新たな福祉問題への柔軟な対応

第4章 施策の内容

1 役割分担

ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例の第5条第4号において、「市民と市は、適切な役割分担のもとお互いの力を発揮します。」と明記しています。地域での支え合いの体制を確立していくためにも、市と社会福祉協議会と市民の皆さんがそれぞれの役割を認識し、力を発揮していくことが必要となります。

○ 市の目指すこと

地域福祉活動の主役は、市民の皆さんです。住みよい地域を作っていくためには、それぞれの地域にあった事業を実施していく必要があります。行政は地域がより良い地域福祉推進の体制が作れるように、地域の福祉に関して市民の皆さんと一緒に話し合い、課題の解決に協力し、地域で実施する事業に対し支援を行っていきます。

○ 社会福祉協議会の目指すこと

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進」を図ることを目的とする団体に位置付けられており、地域福祉推進の最先端として、地域の福祉に関して市民の皆さんと一緒に話し合い、地域福祉事業の企画・運営、市民が活動に参加するための援助、啓発、広報、助成等を地域に寄り添いながら実施していきます。

○ 市民の目指すこと

地域を住みよくしていくためには、地域における支え合いが大切であり、今後ますますその重要性が高まっていきます。地域における福祉課題を我が事として、積極的に地域福祉活動に参加し、支え合いの意識を高め、課題解決を目指していきます。

2 実施する事業

(1) 誰もが安心して利用できる福祉の推進

① 充実した情報提供

サービスの利用者が必要な時にサービスを受けるためには、正確かつ迅速に情報を得る必要があります。ホームページや広報紙といった広報媒体を通し、適切な時期に正確な情報を発信していきます。

○ 市の事業

市民の方々が正確かつ迅速に情報が得られるように、ホームページや広報紙等で情報を発信するとともに、問合せに対し丁寧かつ適切に対応していきます。

事業名	概要	市担当課
情報発信	ホームページや広報紙、事業のチラシなどを利用し、適切な時期に分かりやすく福祉サービスやイベントなどの内容を提供する。	各担当課
生活保護受給者等就労自立促進	生活保護受給者等（被保護者、辞職等を起因とする生活困窮者及び児童扶養手当受給者）に対して、就労支援協定を締結したハローワーク水戸と連携し、就労意欲の喚起や求人情報の提供など、その人に合ったきめ細かな支援を行いながら、早期就労による経済的な自立を目指していく。	社会福祉課
被保護者就労支援	生活保護受給者に対して、社会福祉課内に配置した就労支援員を積極的に活用し、就労意欲の喚起や求人情報の提供、協力事業所との連携、面接の練習等、就労に関する指導や助言を行うことによって、早期就労による自立の促進を目指していく。	社会福祉課
自立相談支援事業による生活困窮者への就労支援	生活困窮者自立支援法に基づき、支援の申し込みをした生活困窮者に対し、社会福祉課内に配置した就労支援員が求人情報の提供、協力事業所との連携、面接の練習等、就労に関する指導や助言を行うことによって、早期就労による自立の促進を目指していく。 ※就労支援員は被保護者就労支援事業と兼務	社会福祉課
障害者理解促進（委託）	障害等の理解を深め、障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、地域住民	障害福祉課

	に対し、障害者理解促進講座等の開催や広報活動等を行う。	
認知症高齢者支援	認知症への正しい理解の普及・啓発の一環として、認知症を正しく理解し、認知症高齢者等の在宅生活を温かく見守ることができる地域づくりを目的に、「認知症サポーター養成講座」の開催を支援する。	高齢福祉課

○ 社会福祉協議会の事業

市民の方々が正確かつ迅速に情報が得られるように、ホームページや広報紙等で情報を発信するとともに、問合せに対し丁寧かつ適切に対応していきます。

事業名	概要	社協担当課
福祉広報活動	広報紙「福祉ひたちなか」や「ボランティア通信」、ホームページ等で、社会福祉協議会が行う各種事業や、福祉の情報を市民に発信する。	地域福祉課 那珂湊事務所
障害者理解促進（受託）	障害等の理解を深め、障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、地域住民に対し、障害者理解促進講座等の開催や広報活動等を行う。	地域福祉課

② 包括的な相談体制の構築

福祉サービスは利用者の状態により細分化されており、制度が入り組んでいてわかりにくいものとなっています。サービスの利用者に対し適切にサービスをつないでいくためには、状況に応じコーディネートが必要となります。利用者が適切なサービスを受けられるようにするため、市及び社会福祉協議会と地域が連携した相談体制を構築していきます。

○ 市の事業

市民からの問合せや相談を正確に受け取り、適切なサービスに繋がられるように、相談力の向上に努めるとともに、総合相談窓口の設置を目指します。

事業名	概要	市担当課
地域福祉推進体制整備事業	生活に関する不安や福祉サービスに関する相談、地域福祉活動に関する相談などをワンストップ的に受ける窓口を、福祉事務所内に設置することを検討する。	社会福祉課
社会参加への機会の提供	ボランティア団体や福祉施設等と連携して、長期間の引きこもり者や著しく社会参加への機会が乏しい生活保護	社会福祉課

	受給者等に対して、ボランティア体験等を通じて社会参加への機会を提供し、日常生活や社会生活に必要な能力等の改善や向上を目指していく。	
地域活動支援センター運営補助	創作活動や生産活動などの機会の提供、地域社会との交流促進、障害のある方や介護者からの相談に応じた情報提供などを行い、障害者等が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援を行う。	障害福祉課
障害者相談支援事業（委託）	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言、支援を行うとともに、関係機関との連絡調整など必要な援助を行う。	障害福祉課

○ 社会福祉協議会の事業

市民からの問合せや相談を正確に受け取り、適切なサービスに繋がれるように、相談力の向上に努めていきます。また、地域の方々と積極的に交流を図り、日常的な困りごとなどの掘り起こしを目指します。

事業名	概要	社協担当課
高齢者相談	市内の70歳以上ひとり暮らし、日中独居者宅及び75歳以上ふたり暮らし高齢者宅を訪問し、日常生活や、健康上の相談にのる。また、ふれあい電話ボランティアとの連携により、必要に応じて安否確認を行う。対象者からの相談内容や生活状況上の問題を確認した時は、関係機関と連携を図る。	地域福祉課
ボランティア活動に対する支援	個人や団体からボランティアに関する様々な相談に応じ、ボランティアの受け入れ側の体制等を整え、紹介・調整を行い活動の場の推進を図っていく。また、ボランティアに興味がある人が活動するきっかけとなる講座を開催し、継続的な活動ができるように支援していく。	地域福祉課
障害者相談支援事業（受託）	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言、支援を行うとともに、関係機関との連絡調整など必要な援助を行う。	生きがい福祉課

③ 福祉関連機関のネットワーク化の推進

地域福祉活動はこれまでも自治会をはじめ、多くの団体や個人の方々によって行われてきています。しかし、近年、複合的な要素を持つ福祉課題が数多くみられるようになり、今までの支援だけでは対応しきれない状況が出てきています。そのため、関連機関がこれまで以上に繋がり補完し合い、より効果的かつ効

率的なサービス提供が必要となります。

今後はそれぞれの福祉活動を今まで以上に支援するとともに、福祉活動をネットワーク化し、より計画的かつ効率的にサービスが提供できるように、関連機関の連携強化を図っていきます。

○ 市の事業

市民に対し、効率的にサービスが提供できるように、社会福祉協議会や地域包括支援センター、福祉事業所等の福祉関連機関との連携を強化し、地域と福祉関連機関が直接話し合い、サービスを検討する場を設定していきます。

事業名	概要	市担当課
地域福祉推進体制整備事業 (再掲)	生活に関する不安や福祉サービスに関する相談、地域福祉活動に関する相談などをワンストップ的に受ける窓口を、日常生活圏域に設置することを検討する。 また、地域において関係機関が連携できる話し合いの場を設置し、事業を展開していく。	社会福祉課

○ 社会福祉協議会の事業

社協支部やボランティア団体、高齢者クラブなど地域に根差した福祉活動団体との連携を今まで以上に強化し、地域における支援体制を整えていきます。

事業名	概要	社協担当課
災害ボランティアネットワーク連絡会	災害発生時による多様な市民ニーズに対応できるよう平常時から他機関と連携を図る。	地域福祉課
ボランティア団体の活動支援	ボランティア活動センターに登録している各団体の活動しやすい環境づくりと、活動上のさまざまな相談に応じる。 各団体同士の情報交換・交流・学習や協働活動を進めることを目的とした「ひたちなか市ボランティア連絡協議会」の運営を支援する。	地域福祉課

④ 福祉施設の利用促進

市内には総合福祉センター、ヘルス・ケア・センター、那珂湊保健相談センター、老人福祉センター、心身障害者福祉センターなどの公的な福祉施設があり、それぞれの目的で運営されています。また、地域には特別養護老人ホームなどの

民間の福祉施設もあります。

公的な福祉施設が適切に使用され、利用者が気持ちよく利用ができるように適正運営を図るとともに、民間の福祉施設も地域住民が利用できるように、地域利用への理解促進に努めていきます。

○ 市の事業

総合福祉センター、ヘルス・ケア・センター、那珂湊保健相談センター、老人福祉センター、心身障害者福祉センターなどの施設について適切な運営を図るとともに、市民が安心・安全に利用ができるように、改修を進めていきます。

また、民間の福祉施設に対し、地域の方が利用できるように理解促進に努めていきます。

事業名	概要	市担当課
福祉施設指定 管理者制度 (委託)	施設の管理や利用促進について、指定管理者制度を活用し、適切な施設運営を実施する。	社会福祉課

○ 社会福祉協議会の事業

総合福祉センター、老人福祉センター、心身障害者福祉センターなどの施設について、利用者が気持ちよく利用できるように配慮するとともに、より多くの方に利用してもらえるように利用促進に努めていきます。

事業名	概要	社協担当課
福祉施設指定 管理者制度 (受託)	市の指定管理者制度により受託した福祉施設について、適正な運営及び利用促進を図る。	地域福祉課 生きがい福祉課 介護福祉課 那珂湊事務所

(2) ふれあいと助け合いのある地域づくりの支援

① 地域福祉活動への参加促進

地域には、ボランティア活動などの福祉活動をやりたいが、どのようにすればよいかわからない方々があります。こういった方々が気軽に活動ができるように、地域で行われている福祉活動の情報を収集し、随時発信を行うとともに、地域における福祉活動の必要性を理解していただくために、活動について丁寧な説明を行い、参加促進に努めていきます。

○ 市の事業

市民の皆様が福祉活動に興味をもっていただけるように啓発に努めていきます。また、地域において意見交換を実施し、地域活動への参加促進に努めていきます。

事業名	概要	市担当課
井戸端会議	市民同士で話し合いを行い、市民自らが地域における福祉について考えていただく機会として開催する。	社会福祉課
社会参加への機会の提供 (再掲)	ボランティア団体や福祉施設等と連携して、長期間の引きこもり者や著しく社会参加への機会が乏しい生活保護受給者等に対して、ボランティア体験等を通じて社会参加への機会を提供し、日常生活や社会生活に必要な能力等の改善や向上を目指していく。	社会福祉課
心身障害者 (児)スポーツ大会	障害者の連帯とスポーツ活動への支援及びボランティアや地域との交流促進を目指して、スポーツ大会を実施する。	障害福祉課
手話奉仕員等養成研修 (委託)	手話講座や要約筆記講座を開催し、手話・要約筆記ができる人材の養成を行う。	障害福祉課
地域介護ヘルパー養成講座 (委託)	支え合う地域社会づくりの推進を目的として、市内居住の15歳以上の市民を対象に、茨城県の指定を受けた地域介護ヘルパー養成研修を開催する。	高齢福祉課
ときめき元気塾	自治会から推薦を受け市長が委嘱した保健推進員が元気アップサポーター育成コースを受講し元気アップサポーターとなり、参加者が歩いて行ける身近な自治会集会所等においてときめき元気塾を開催できるよう支援する。	健康推進課

○ 社会福祉協議会の事業

地域福祉に興味のある市民の方々を積極的に活動に繋げるとともに、地域に対し地域福祉活動への参加を広く呼び掛けていきます。

事業名	概要	社協担当課
青少年ボランティアスクール	将来の担い手である青少年が高齢者や障害のある方々とのふれあいをとおして、福祉やボランティアについて関心と理解を深める場を提供する。	地域福祉課

福祉教育活動校	福祉体験を通じて障害への理解を深め、誰もがその人らしく暮らせる街づくりを目指し、市内小中学校を中心に福祉教育活動を実践していく。	地域福祉課
地域福祉座談会	日常生活圏域を単位として、市と共同でさまざまな立場の方に「自分たちの住む福祉のまちづくりのための意見交換の場」を提供し、地域福祉について考える機会として開催する。	地域福祉課
ボランティア活動に対する支援（再掲）	個人や団体からボランティアに関する様々な相談に応じ、ボランティアの受け入れ側の体制等を整え、紹介・調整を行い活動の場の推進を図っていく。また、ボランティアに興味がある人が活動するきっかけとなる講座を実施し、継続的な活動ができるように支援していく。	地域福祉課
手話奉仕員等養成研修（受託）	手話講座や要約筆記講座を開催し、手話・要約筆記ができる人材の養成を行う。	地域福祉課
地域介護ヘルパー養成講座（受託）	支え合う地域社会づくりの推進を目的として、市内居住の15歳以上の市民を対象に、茨城県の指定を受けた「地域介護ヘルパー養成研修」を開催する。	地域福祉課

② 福祉の地域づくり支援

高齢者や子育て世代、障害のある方やそのご家族などは、様々な不安を抱えている方も多く、それらの方々が集まり情報交換するような地域における居場所づくりが必要とされています。また、ひとり暮らしの高齢者や生活困窮者といった自立した生活が困難になっている方々も増えてくる傾向にあります。自治会や社協支部、民生委員などによる地域福祉活動、団体等による地域支援が今後ますます重要となってきます。こういった活動に対し、今まで以上に支援を充実させていきます。

○ 市の事業

地域福祉団体や民生委員などの方々が、サロン活動などの地域福祉活動が実施しやすくなるように引き続き支援を行っていきます。

また、ひとり暮らし高齢者や生活困窮者などの自立した生活が困難な方々に対し、適切に対応していきます。

事業名	概要	市担当課
地域のたまり場創出支援	地域の方たちによる気軽に誰もが立ち寄れる場作りのために、市内の活動状況を詳細に把握し、地域で活動を始めたい方々の後押しができるよう支援する。	社会福祉課
障害者優先調達推進法に基づく物品・役務の調達推進	障害者就労施設等で働く障害者の就労環境向上のため、市が発注する物品・役務で障害者就労施設等からの調達が可能な物品については、優先して調達するよう調達目標を定め、推進に努める。	障害福祉課
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることが困難な聴覚障害者に手話通訳者、要約筆記者を派遣する。	障害福祉課
身障者等用駐車場利用証交付	障害者や高齢者、妊産婦等が公共施設やショッピングセンター等に設置されている身障者等用駐車場（車いすマーク駐車場）を利用しやすくするため、専用の利用証を交付する。	障害福祉課
シルバーリハビリ体操	シルバーリハビリ体操指導士会による高齢者の介護予防・生活能力維持を目的とした、地域の誰もが通える体操教室（通いの場）を開催できるよう支援する。	高齢福祉課
ワイワイふれあい館	地域住民の健康づくりや生きがいがづくり、高齢者と児童との世代間のふれあい交流活動を提供する場として地域住民が運営するワイワイふれあい館を支援する。	高齢福祉課
愛の定期便	安否確認の必要な70歳以上のひとり暮らしの高齢者等を対象に、乳製品を概ね1日おきに配布し、健康保持や孤独感の解消を図りながら、安否確認を行う。	高齢福祉課
小地域ネットワーク（委託）	70歳以上のひとり暮らし高齢者や65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者が、安心して生活できるような地域づくりを目的として、近隣の方々で見守りネットワークを組織し、声かけや見守りをとおして、日々の安否の確認等を行う。	高齢福祉課
ファミリー・サポート・センター（委託）	育児の手助けを受けたい方や高齢・心身に障害のある方で生活の手助けを受けたい方（利用会員）と、手助けができる方（協力会員）を会員組織し、会員間の援助活動が円滑に進むようセンター業務を行う。	高齢福祉課 児童福祉課
ときめき元気塾（再掲）	自治会から推薦を受け市長が委嘱した保健推進員が元気アップサポーター育成コースを受講し元気アップサポーターとなり、参加者が歩いて行ける身近な自治会集会所等においてときめき元気塾を開催できるよう支援する。	健康推進課

○ 社会福祉協議会の事業

社協支部やボランティア団体をはじめとした地域福祉活動団体と連携して、福祉の地域づくりに取り組んでいきます。また、サロンや高齢者クラブといった活動に対し、引き続き支援を行っていきます。

事業名	概要	社協担当課
ふれあいいきいきサロン活動	市民参加の小地域活動として、ふれあいいきいきサロンの全市的な広がり推進を図るため、それに要する活動経費を補助する。さらに、サロン活動時の交流を図るための外出活動を支援する。	地域福祉課
小地域ネットワーク（受託）	70歳以上のひとり暮らし高齢者や65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者が、安心して生活できるような地域づくりを目的として、近隣の方々で見守りネットワークを組織し、声かけや見守りをとおして、日々の安否の確認等を行う。	地域福祉課
ファミリー・サポート・センター（受託）	育児の手助けを受けたい方や高齢・心身に障害のある方で生活の手助けを受けたい方（利用会員）と、手助けができる方（協力会員）を会員組織し、会員間の援助活動が円滑に進むようセンター業務を行う。	地域福祉課

③ 地域福祉活動推進体制づくりの支援

福祉活動を地域で行うことは、個人に目が届く、その地域ならではの需要に合った事業を実施できる、活動に参加しやすいなどのメリットが数多くあります。地域で気持ちよく生活していくためにも、福祉活動を地域自らが考えていくことは大変意義のあることです。

地域において福祉について考える場を必要とし、解決をするにあたっての事業を実施する際には、関係機関と連携し支援を行っていきます。

○ 市の事業

地域福祉について話し合う体制づくりについて地域と議論し、福祉について考える場の立ち上げを支援していきます。また、社会福祉協議会や団体等と連携して、それらの運営を支援していきます。

また、地域からの相談をワンストップで受けられるように、関係機関を含めて支援体制を整備していきます。

事業名	概要	市担当課
地域福祉推進体制整備事業 (再掲)	生活に関する不安や福祉サービスに関する相談，地域福祉活動に関する相談などをワンストップ的に受ける窓口を，日常生活圏域に設置することを検討する。 また，地域において関係機関が連携できる話し合いの場を設置し，事業を展開していく。	社会福祉課
井戸端会議 (再掲)	市民同士で話し合いを行い，市民自らが地域における福祉について考えていただく機会として開催する。	社会福祉課

○ 社会福祉協議会の事業

地域福祉活動の中心として，行政と連携し，地域福祉推進体制の構築に努めていきます。また，活動の最先端である社協支部やコミュニティ，ボランティア団体などとの連携を強化していきます。

事業名	概要	社協担当課
支部福祉活動の推進	自治会を社協支部として位置づけ，その地域にあった地域福祉活動や地域住民の交流事業等を通して，助け合いや理解の輪を広げていく。	地域福祉課
地域福祉座談会 (再掲)	日常生活圏域を単位として，市と共同でさまざまな立場の方に「自分たちの住む福祉のまちづくりのための意見交換の場」を提供し，地域福祉について考える機会として開催する。	地域福祉課

(3) 地域のリーダーやボランティアの活動促進

① 地域福祉を実施するための人材育成支援

地域における福祉活動を展開していくためには，その中心となるキーマンの育成が重要です。また，市民の皆様の間には，地域で活動したいがどのように活動していいかわからない方も多くいらっしゃいます。こういった方々を活動に結び付けていくためにも，地域を引っ張っていく人材や自主的に活動に参加する人材を育成していく必要があります。

○ 市の事業

人材育成講座やサロンフェスティバルなど，社会福祉協議会や地域包括支援センター，民間の福祉施設などと連携しながら地域活動をしたくなるような講座やイベントなどを開催し，地域で活動する人材を育成していきます。

また，民生委員やボランティア団体などで活躍する方々の後継者育成にも努め

ていきます。

事業名	概要	市担当課
人材育成講座	地域において活躍できる人を発掘・育成し、それぞれの目指す活動とマッチングを図っていく。	社会福祉課
井戸端会議 (再掲)	市民同士で話し合いを行い、市民自らが地域における福祉について考えていただく機会として開催する。	社会福祉課
地域のたまり 場創出支援 (再掲)	地域の方たちによる気軽に誰もが立ち寄れる場作りのために、市内の活動状況を詳細に把握し、地域で活動を始めたい方々の後押しができるよう支援する。	社会福祉課
手話奉仕員等 養成研修(委 託)(再掲)	手話講座や要約筆記講座を開催し、手話・要約筆記ができる人材の養成を行う。	障害福祉課
認知症高齢者 支援(再掲)	認知症への正しい理解の普及・啓発の一環として、認知症を正しく理解し、認知症高齢者等の在宅生活を温かく見守ることができる地域づくりを目的に、「認知症サポーター養成講座」の開催を支援する。	高齢福祉課
地域介護ヘル パー養成講座 (委託) (再掲)	支え合う地域社会づくりの推進を目的として、市内居住の15歳以上の市民を対象に、茨城県の指定を受けた地域介護ヘルパー養成研修を開催する。	高齢福祉課
ときめき元気 塾(再掲)	自治会から推薦を受け市長が委嘱した保健推進員が元気アップサポーター育成コースを受講し元気アップサポーターとなり、参加者が歩いて行ける身近な自治会集会所等においてときめき元気塾を開催できるよう支援する。	健康推進課

○ 社会福祉協議会の事業

地域福祉の最先端として、社協支部をはじめとした地域福祉活動団体やボランティア団体などと連携し後継者の育成に努めるとともに、教養講座などを実施し、地域で活躍する人材の育成に努めていきます。

事業名	概要	社協担当課
ボランティア 活動に対する 支援(再掲)	個人や団体からボランティアに関する様々な相談に応じ、ボランティアの受け入れ側の体制等を整え、紹介・調整を行い活動の場の推進を図っていく。また、ボランティアに興味がある人が活動するきっかけとなる講座を実施し、継続的な活動ができるように支援していく。	地域福祉課

青少年ボランティアスクール（再掲）	将来の担い手である青少年が高齢者や障害のある方々とのふれあいをとおして、福祉やボランティアについて関心と理解を深める場を提供する。	地域福祉課
福祉教育活動校（再掲）	福祉体験を通じて障害への理解を深め、誰もがその人らしく暮らせるまちづくりを目指し、市内小中学校を中心に福祉教育活動を実践していく。	地域福祉課
手話奉仕員等養成研修（受託）（再掲）	手話講座や要約筆記講座を開催し、手話・要約筆記ができる人材の養成を行う。	地域福祉課
地域介護ヘルパー養成講座（受託）（再掲）	支え合う地域社会づくりの推進を目的として、市内居住の15歳以上の市民を対象に、茨城県の指定を受けた地域介護ヘルパー養成研修を開催する。	地域福祉課

② ボランティア活動団体・地域福祉関連団体への支援

地域福祉活動を展開していくためには、各種団体の積極的な活動が必要となります。市内にはすでに多くのボランティア団体や高齢者クラブ、自治会や社協支部、コミュニティ、NPO法人などが活動しており、地域福祉活動を中心として活動しています。これらの団体を支援するとともに、新たな団体が立ち上がるように支援していきます。

○ 市の事業

団体の活動に対し、財政的、技術的支援を行っていきます。

事業名	概要	市担当課
社会福祉協議会に対する補助	社会福祉協議会に対して、人件費等についての支援を実施する。	社会福祉課
福祉の店連絡協議会「人来鳥（うぐいす）の杜」活動支援	市内の障害福祉サービス事業所が協議会を組織し、障害のある方が商品の作製、販売、PRを行うことを支援する。	障害福祉課
障害者福祉団体への支援	障害者福祉団体の自主活動へ協力し、継続的な活動ができるように支援する。	障害福祉課

ワイワイふれ あい館 (再掲)	地域住民の健康づくりや生きがいくくり，高齢者と児童との世代間のふれあい交流活動を提供する場として地域住民が運営するワイワイふれあい館を支援する。	高齢福祉課
-----------------------	--	-------

○ 社会福祉協議会の事業

団体がスムーズに運営できるように，団体に寄り添い，意見を伺いながら，財政的，技術的に支援していきます。また，後継者の育成にも取り組んでいきます。

事業名	概要	社協担当課
高齢者クラブの育成支援	市内の高齢者クラブの活動支援と高齢者クラブ連合会の事務局として，各種事業の企画運営・実施・連絡調整を図る。	地域福祉課
障害者福祉団体への支援	障害者福祉団体同士の情報交換や，交流・学習機会を持つことを目的とした「心身障害者連絡協議会」の運営を支援する。	生きがい福祉課
ボランティア団体の活動支援 (再掲)	ボランティア活動センターに登録している各団体の活動しやすい環境づくりと，活動上のさまざまな相談に応じる。 各団体同士の情報交換・交流・学習や協働活動を進めることを目的とした「ひたちなか市ボランティア連絡協議会」の運営を支援する。	地域福祉課
ふれあいいきいきサロン活動 (再掲)	市民参加の小地域活動として，ふれあいいきいきサロンの全市的な広がり推進を図るため，それに要する活動経費を補助する。さらに，サロン活動時の交流を図るための外出活動を支援する。	地域福祉課

(4) 新たな地域福祉課題への対応

① 引きこもり問題への支援の検討

近年問題となっている引きこもりは，8050問題として新たな局面を迎え，より深刻な問題となっています。今後は地域の協力を得ながら問題の解決に向け，方策を検討していきます。

○ 市及び社会福祉協議会の方針

引きこもりは，将来的に生活の困窮につながり，生活が成り立たなくなる可能性を有しています。しかし，自ら制度を利用するために相談に訪れる可能性も低

いことから、地域における見守りが重要となります。こういった方々を地域で見守るとともに、市で行う就労支援等につなぎ、自立に向けた支援を行っていきます。

② 子どもの居場所づくり

本市においても核家族化や少子化により家族の単位が小さくなってきており、子育てにおいて孤立化している家庭もあることから、「地域の絆」によって子育てを補完していく必要があります。家族の中での支え合いが難しい場合であっても、隣近所や自治会などのコミュニティに加え、民生委員、NPO法人やボランティア団体などの支援といった「地域の絆」により子どもたちが安心して集い、過ごすことのできる居場所の確保に取り組んでいきます。

また、子育て支援や居場所づくりを目指すにあたり、中心となりうる人物の発掘や育成、団体の育成に取り組んでいきます。

○ 市及び社会福祉協議会の方針

各種団体等と連携しながら、那珂湊児童館や子どもふれあい館、長松子ども館などを活用し、子どもが安心して過ごすことのできる居場所の確保に取り組んでいきます。

また、子ども食堂などの居場所づくりの活動に対し、支援策を検討していきます。

③ マンション・高齢化団地などへの対応

本市では、高層マンションが増えてきています。マンションは市内だけではなく、さまざまな地域から移住してきていて多く、特に若い世代の方が多く居住しています。そのため数十年後には一気に高齢化することになり、マンションの性質上、地域とのコミュニケーション不足や外部の人が入りにくいという状況があり、高齢者の孤立死などの問題を引き起こす可能性があります。

また、古い団地などは高齢化率が非常に高いところもあり、団地内だけでは見守り活動などができなくなりつつあるところも出てきています。

○ 市及び社会福祉協議会の方針

マンションの管理組合や自治会と話し合い、新たな地域福祉の展開方法について検討していきます。また、古い団地の自治会などと話し合いをしながら、今後どのように地域福祉を展開するべきか相談し、地域福祉活動推進体制の構築に努めていきます。

④ 新たな福祉問題への柔軟な対応

近年、社会の変化から引きこもりや児童虐待、ダブルケア、独居高齢者、高齢者の移動支援などといった福祉に関する新たな社会問題が次々と起こってきています。今後もそれらの状況が絡み合い、大きな社会問題を引き起こす可能性があります。今後も関連機関と十分に連携し、問題の解決に努めていきます。

○ 市及び社会福祉協議会の方針

関連各課や団体等と常に連携し、情報交換を行いながら新たな問題に対し備えていきます。

資料編

ひたちなか市地域福祉計画推進委員会設置要綱

平成20年12月5日

告示第196号

改正 平成24年10月10日告示第169号

平成28年2月26日告示第17号

(設置)

第1条 ひたちなか市地域福祉計画（以下「計画」という。）を推進するため、ひたちなか市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 計画の実施状況の検証及び評価に関すること。
- (2) 計画の推進課題の検討に関すること。
- (3) 計画の見直しに関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民代表
- (2) 保健福祉団体関係者
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) ひたちなか市コミュニティ組織連絡協議会関係者
- (5) ひたちなか市自治会連合会関係者
- (6) ボランティア団体関係者
- (7) 社会福祉施設関係者
- (8) 学識経験者
- (9) 社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会関係者
- (10) 特定非営利活動法人関係者

2 委員の任期は、5年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠け

たときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉事務所社会福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(ひたちなか市地域福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 ひたちなか市地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成18年告示第66号）

は、廃止する。

付 則（平成24年告示第169号）

この告示は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年告示第17号）

この告示は、公布の日から施行する。

社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会総合企画委員会規程

ひ社協規程第36号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会（以下「社協」という。）委員会規程第7号第2条第1項に基づき、「総合企画委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員会の機能)

第2条 委員会は、社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）の諮問に応じて、社協活動に関する総合的な企画並びにひたちなか市内の住民の要望を的確に把握するための調査活動を行ない、会長に意見を具申するものとする。

(委員の構成)

第3条 委員の構成は、社会福祉関係者及び学識経験者等のうちから会長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報酬)

第7条 委員が、委員会の会議に出席したとき、又はその職務を行うため出席したときは、社協規程第2号第2条第4項に基づき、報酬を支給する。

(専門部会)

第8条 委員会は、必要に応じて専門部会を設けることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、社協において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

ひたちなか市地域福祉計画推進委員会

ひたちなか市社会福祉協議会総合企画委員会

委員名簿

No.	関係機関名	委員名
1	子育てサロン (キッズサロン のびのび)	広 報 菊地 清恵
2	高齢者サロン (ほっとサロンかもめ)	副 代 表 磯崎 光代
3	ひたちなか市高齢者クラブ連合会	会 長 安部井 薫
4	ひたちなか市母子寡婦福祉会	会 長 安島 令子
5	ひたちなか市連合民生委員児童委員協議会	地区会長 柳橋 瀧雄
6	ひたちなか市心身障害者連絡協議会	副 会 長 皆川 嘉彦
7	ひたちなか市コミュニティ組織連絡協議会	会 長 吉田 実
8	ひたちなか市自治会連合会	副 会 長 藤咲 武夫
9	ひたちなか市ボランティア連絡協議会	会 長 小林 恵理子
10	ひたちなか市介護サービス事業者連絡協議会	副 会 長 小林 真智子
11	常磐大学	教 授 池田 幸也
12	特定非営利活動法人 暮らし協同館なかよし	副理事長 熊木 康夫
13	ひたちなか市社会福祉協議会	常務理事 大内 康弘

※ ひたちなか市社会福祉協議会 大内委員はひたちなか市地域福祉計画推進委員会委員のみ委嘱

ひたちなか市

地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行 : ひたちなか市・ひたちなか市社会福祉協議会

発行日 : 平成31年3月

編集 : ◆ひたちなか市福祉部福祉事務所社会福祉課

〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号

TEL : 029-273-0111 FAX : 029-272-2940

◆ひたちなか市社会福祉協議会

〒312-0041 ひたちなか市西大島3丁目16番1号

TEL : 029-274-3241 FAX : 029-275-0606